

人頭税の導入について

——ピョートル改革期農村社会の予備的考察——

土 肥 恒 之

一 はじめに

一八世紀最初の二〇年間のすべてを覆った北方戦争、常備軍の創設、都市・要塞の建設、運河の開削、そして工場とマニユファクチャの設立、あるいは行政機構の拡充、等々のピョートル一世によって強力に推進された絶対主義的諸政策は、歴大な財政支出を伴った。このために採用された一連の措置、即ち間接税の引上げ、新税の導入、臨時税や貨幣改鑄、等々が、にも拘らず膨張する一方の歳出をこれ以上満たしえないことが明らかになった時、ピョートルの政府は、国庫の最も主要な財源であるが、欠陥の大きな直接税Ⅱ世帯税(подводная подать)の変更に着手することになった。と同時に、長期に及んだ北方戦争の勝利を目前にした政府には、平時における軍隊の維持、という緊急の課題の解決をも迫られていた。こうして、この二つの問題を一挙に解決するユニークな改革が、準備されたのである。改革は、一七一八年一月の人口調査に関するピョートルの著名な勅令の布告によって開始された。即ち世帯税を含む、従来すべての直接税を人頭税(годовая подать)へ一本化するために、まず全国の農村住民(男子)

の調査が企てられたが、政府の当初の計画では、この改革は、次の二段階の作業を経て実施される予定であった。まず第一段階では、一年間で農村住民の申告書(СЗСЗКА)を集計したのち、それを年間の軍事費と照らしながら、人頭税の規模を定めること、第二段階では、全国各地の農村に駐屯地を築き、軍隊をそこで恒常的に宿営させると共に、当該地方からの人頭税の徴収には、その軍隊をも参加させること、である。こうして、軍隊の兵士を戦争終了後も家に帰さず、武装のまま恒常的宿舎に国庫の給養で維持しておくこと、即ち、常備軍の問題を税制改革とワン・セットで解決するピョートルの大胆な計画が開始された。しかし、一年間で完了する予定の租税住民の調査は、各地で「人間の隠匿(Утачка)」をはじめとする大きな抵抗に出会わねばならず、厳罰で脅しつつこの調査を強行した政府が、男子一人七四コペイカの人頭税を定めたのは、ようやく五年後の一七二四年六月のことであった。他方、先進スウェーデンの軍制に範をとった農村における軍の駐屯地の形成の計画も、大幅な遅延を余儀なくされたのみならず、地方の執拗な抵抗に出会った。そして一七二五年一月のピョートルの死は、彼の着手したこの壮大なプランの再検討を、否、むしろそれに対する批判の口火を切ることになったのである。⁽¹⁾

ピョートルの改革について、我々は既に一・五世紀にも及ぶ長い研究・論争の歴史を有しており、現在なお、研究者のアクチュアルな関心を惹いていることについて、ここで喋々するまでもない。本稿の課題は、いま手短かに要約したように、人頭税の導入という絶対主義的財政改革の基礎過程を、とくにこの改革が農村で惹き起した諸問題に留意しながら概観することにある。この問題に関しても、現在に至るまで少なからぬ考察がなされてきたが、とりわけ大きな位置を占めるのが、帝政末期の二人の歴史家、П・Н・ミリュコフとМ・М・ボゴスロフスキーの著作である。即ち、ミリュコフは『一八世紀第一・四半期の国家経済とピョートル大帝の改革』(一八九二年)のなかで、ピョートルのロシアは、国の零落という代償を払ってのみ、ヨーロッパ列強の仲間入りができた、あるいは「改革者な

き改革」という著名なテーゼを展開したが、本書の価値は、何よりも当時の国家経済を、財政史的観点から歴大な統計的諸資料を駆使して分析した点にあった。したがって、人頭税の導入の問題も、本書によってはじめて数量的な基礎を与えられて、体系的に解明されたのである。他方、ボゴスロフスキーは、『ビョートル大帝の地方改革——一七一九—二七年の地区』（一九〇二年）において、ビョートルのなかに同時代のヨーロッパ諸国の君主と同一の課題——端的にいうと、「公共の福祉」を追求する行政国家の形成——を担った絶対君主を発見した。本書の後半では、人頭税の導入が地方のレベルで惹き起した諸問題について、行政史的観点からきわめて具体的に追求されたのである。両者の研究は、ビョートル改革の評価においても、その分析視角においても、文字通り一八〇度の相違を示しているにも拘らず、いずれも歴大な未刊資料の探索のうえに築かれた浩瀚な著作であり、単に人頭税の導入の問題のみならず、ビョートル改革の研究において、現在なお最も基本的な文献であることに些かの変化もない⁽⁴⁾。本稿は、若干の基礎的な資料を除いては、とくにシリョコーフとボゴスロフスキーをはじめとする従来の諸文献⁽⁵⁾の検討を通して、人頭税導入の過程を辿らうとするものである。

- (1) В. О. Ключевский. Сочинения. т. IV. М., 1958. лек. LXXV.
- (2) П. Н. Милеков. Государственное хозяйство в первой четверти XVIII столетия и Реформа Петра Великого. СПб., 1892: 2-ое. 1905. 678с. (本稿では第二版を用いた)
- (3) М. М. Богословский. Областная реформа Петра Великого. Провинция 1719—1727 гг. М., 1902. 521с. (приложение 44с.)
- (4) 二人の歴史家の全体像については、次の諸文献を参照。А. Л. Шапиро. Русская историография в период империи. Москва. Л., 1962. лек. II, III. 鳥山成人「ノー・エヌ・シリョコーフと『国家学派』、『スラヴ研究』一二号、一九六八年。
- Л. В. Черепини. Академик Михаил Михайлович Богословский. «Ист. зап.» т. 93, 1974.

(5) ソヴェト史学のピョートル改革研究については、別に論じなければならぬが、人頭税の導入に関しては、ほとんど扱われてこなかった。僅かにC・M・トロイツキーの絶対主義研究が一八世紀前半の財政政策史の一環として、この問題を重点的に論じているにすぎなかったが、最近E・B・アニーシキフの本格的な取組みが開始された。С. М. Трушкин. Финансовая политика русского абсолютизма в XVIII веке. М., 1966. с. 114-143. E. B. Анисимов. Податская реформа Петра I. М. (近刊)

二 世帯税から人頭税へ

一七〇九—一〇年に、ロシアでは全国的規模での世帯数(及びその全構成員の名前)の調査が実施された。この調査の目的について、のちにロシアに滞在して貴重な報告を著わしたフリードリヒ・ヴェーバーは、フォードルの時代の一六七八—七九年に行なわれた調査「以来、住民数が著しく増加したにちがいない、という考慮」に基づいていたと述べている⁽⁶⁾。事実、一七〇七年にインゲルマンランド県で行なわれた個別調査では、前回の調査の数字を上回っていたのである⁽⁷⁾。こうして「三〇年間に於ける納税者の増加を固く信じて」⁽⁸⁾実施された調査は、意外にも政府の期待を大きく裏切ることになった。即ちこの調査は、前回のそれに比較して、全体の約二〇%もの大幅な減少を示したのである。とりわけ減少が著しかったのは、アルハンゲロゴロド、インゲルマンランドという北部の二県であり、約四〇%にも達した。この二県に較べると、より緩やかな減少を示していたスモレンスク県でも、県内のある地方では、四六%、五二・七%という高い数字を記録した。他方、世帯数の増加が認められたのは、カザンとシベリアの二県にすぎず、それは他県での減少を埋めるには、遠く及ばなかったのである⁽⁹⁾。

次表から明らかなような世帯数の著しい減少は、一体何に起因したのだろうか。この点について具体的な例を引き

人頭税の導入について

	(1) 1678-79年	(2) 1709-10年	(2)÷(1)
アルハンゲロゴロド	99,600	59,662	-40
インゲルマンランド(※)	178,160	105,977	-40.5
スモレンスク	44,555	35,130	-21.2
モスクワ	253,973	190,770	-24.8
キエフ	31,929	31,230	- 2.2
アゾフ	41,520	35,820	-13.7
カザン	101,836	119,056	+16.9
シベリア	39,445	59,360	+47.9
	791,018	637,005	-19.5

Миллюков. Указ. соч. с 201-202 より作成。(※) のち聖ペテルブルグ

ながら検討することにしよう。⁽¹⁰⁾ ヤロスラヴリ郡の北部、ポシエホーニエ地区は、一六七八年の調査では一一、四九四世帯であったが、今回のそれでは五、三五六世帯、即ち四六・六％もの大きな減少が記録された。その原因の第一位を占めたのは「自然的原因」、即ち死亡であり、一、九七二(三四・九％)にものぼった。次に大きな比重を占めたのが、「政府活動の直接的影響」、具体的には労働者と兵士の徴用であった。オロネッツ造船所へ六一六、聖ペテルブルグへ四七〇、兵士・竜騎兵二八六、など合計一、六六四(二九・四％)であった。第三の要因は、逃亡であり一、三六六(二四・二％)、この他に移転(自由な植民、並びに領主による植民)も四四五(六％)存在した。最後に、「零落」によるものが九五、「分離派として焼死」が二六、その他の「不明」三〇〇、であった。⁽¹¹⁾ ポシエホーニエ地区の例は、「世帯」と「住民」との数的関連について、かなり曖昧な点を含んでいるが、その点はひとまず置いて、続いて減少した五、四五六のうち、三〇年間の四、四二七について、いま一〇年毎の総減少数を算出すると、次のような結果が得られる。⁽¹²⁾

- 一六八一—一六九〇年……………二二一
- 一六九一—一七〇〇年……………八八六
- 一七〇一—一七一〇年……………三、三二〇

一見して明らかのように、一八世紀の最初の一〇年間には、毎年三三〇世帯

余りが減少した（一七〇三—一七〇六年には、とくに著しく、毎年四〇〇—五〇〇世帯にのぼった）が、この数字は、一七世紀最後の二〇年間の約三倍を示したのである。しかも、その主要な原因は、「自然的原因」を除くと、政府による労働者と兵士の徴用であり、そして逃亡であったのである。⁽¹³⁾

もう一つの例を引こう。隣接のロマノフ郡には、一六七八年の調査によると、四、九八九世帯が登録されていたが、今回の調査では、二、六五三世帯にすぎなかった。即ちポシエホーニエ地区とほとんど同じ大幅な減少（四六・八％）を記録した。そしてこの減少の原因の第一は死亡・消息不明であり、一、七〇七（六四・七％）にも達した。次いで労働者の徴用が二一一（八％）、徴兵が一三〇（四・九％）を占め、逃亡は四二三（一六％）、移住は一四九（五・七％）であった。⁽¹⁴⁾最初の例と較べて、死亡・消息不明が異常に大きな比重を占めていることを除くと、ほぼ同一の減少原因を指摘できる。そしてこれらの僅かな資料からでも、我々は、一七一〇年の調査が示した世帯数の大幅な減少の主要な原因が、政府による労働者・兵士の徴用、並びに逃亡にあったという推測を得ることができるのである。以下では、より一般的なかたちで、この点について検討を加えることにしよう。

ペテルブルグをはじめとする新しい都市や要塞の建設、ラドガ運河の開削、造船や築港、あるいは工場やマニユファクチャの設立、等々のピョートル政府によって採用された一連の重商主義政策は、改めて指摘するまでもなく、おもに「封建的措置」、即ち全国の村々からの無償労働力の徴用に支えられていた。⁽¹⁵⁾例えば、タガンローク港の建設には、一七〇一年には八、八八六人、一七〇二年には五、四四九人、一七〇三年には二、八四四人、一七〇四年には五、九二〇人、にものぼる労働者が投入された。⁽¹⁶⁾アゾフとトロイツキーには、一七〇四—一七〇七年に、毎年二六、〇〇〇人から三七、〇〇〇人の労働者が振り向けられた。更にナルヴァ、モスクワ、トヴェリ、キーエフ、モジヤイスク、セルプホフ、等々での「都市の工事」、河川・湖での「水門の工事」にも大量の労働者が村々から駆り出されたのである。⁽¹⁷⁾

うした諸々の土木労働のなかでも、とりわけ多くの労働力を吸収したのが、新首都ベテルブルグの建設であった。一七〇四年にはじまるベテルブルグの建設には「一八六年の調査簿により、二交代で各二〇、〇〇〇人、合計四〇、〇〇〇人の労働者」を派遣するよう指示されていた。しかし実際の割当は、より少なく（三〇、〇〇〇—三四、〇〇〇人）、現実の調達は、更に大きく下回り、二〇、〇〇〇人に達しなかった。だがベテルブルグでの二カ月（のち三カ月）の土木労働のために、農民は、シベリアをはじめ、カザン、シンピルスク、などの遠隔の地から、数百キロの道のりを徒歩でやってきて、劣悪な食・住条件のもとで、土掘り、杭打ちなどの単純だが背酷な肉体労働に従事せねばならなかった⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾のである。

以上のように村々からの労働者の徴用は、「一八六年の調査により」、即ち一六七八年の調査簿に基づいて行なわれており、その限りで全国的な性格を持っていた。しかし現実には、その義務は均等ではありえず、とりわけ戦場や建設予定の都市・要塞に近い地方は、より大きな負担を強いられた⁽²⁰⁾。アルハンゲロゴロド県について一例を引こう。

「一七〇七年。ヴォログダ、ガリーチ及び都市郊外からは一〇世帯、キネシマからは一三世帯、につき一人、合計六、二三四人。このうち五、八一三人は派遣された。一、五二六人は派遣されなかった。

ドヴィナ、ウスチュグ、トチマ、ソリリヴィチエゴツク、ヴァガの町、並びにウスチャノ郷からは労働者を指示しない。労働者の代わりに、貨幣で一世帯八アルトゥインニジエニガ、合計七、九六六ルーブリが課された。このうち三、四四二ルーブリ二五アルトゥインが納められた。四、五二三ルーブリ八アルトゥインニジエニガは滞納されている。⁽²¹⁾」

アルハンゲロゴロド県では、このような形で一七〇七—〇九年だけで、二〇、〇六三人が労働者として徴用された以外に、六二、〇〇九ルーブリの貨幣が徴収され、五五六世帯が他の都市への「永久の居住」のため村を離れた⁽²²⁾。一七一

○年の調査の結果明らかになった当該県の世帯数の著しい減少（四〇％）は、一八世紀初頭にとくに大きな負担を強いられた北部の諸地方の窮状を示すものに他ならないのである。

ロシアの常備軍は、北方戦争の前夜、即ち一六九九—一七〇〇年のごく短期間にその骨格を形成した。即ち一方「あらゆる自由人」への呼びかけ、他方で担税住民からの徴兵によって、二七歩兵連隊と二竜騎兵連隊からなる初期の体制が確立されたのである。⁽²³⁾しかしこの「軍隊」に兵士を恒常的に供給すること、即ち常備軍を制度的に確立したのは、一七〇五年二月二〇日付の勅令であつた。⁽²⁴⁾この勅令は、都市と農村のあらゆるカテゴリーの担税住民から「一八六年の調査簿に基づき、二〇世帯から一人の徴募兵を、一五歳から二〇歳までの独身者から」取ることを指示したのである。こうして全国の村や町の共同体は、一人の若年労働力を奪われたのみならず、彼らに対して「食糧、衣服、履物、灰色のカフタン、外套、帽子、帯、股引と軽い履物」を与えねばならなかったが、政府は、この勅令の実施によって、戦場や勤務で「死亡し、殺害され、あるいは逃亡した」ものに代つて、いつでも十分な数の、戦闘訓練を受けた兵士の確保を保障されたのである。⁽²⁵⁾この徴兵制度は、一七〇八年からは、独身者だけでなく既婚者にも上げられ、年齢の枠も三十一—四十歳まで下げられた。また北方戦争が終結に向うとともに、一七一三年からは四〇世帯から、一七一五年からは七五世帯から一人、とかなり緩和された。⁽²⁶⁾しかし一六九九—一七一四年の一五年間に三三〇、〇〇〇人、即ち年間平均二二、〇〇〇人も若年労働者が農村から、永久に切り離されたのである。⁽²⁷⁾

以上のようなピョートル政府による労働者・兵士の徴用とは逆に、逃亡は、新政府が受け継いだ負の遺産であつた。一七世紀後半を通して逃亡農民の数は、政府の全国的な搜索活動の展開にも拘らず一向に衰えを示さなかつたが、この傾向は、一八世紀にも持ち越されたのである。一七〇四—〇六年の凶作は、農民の逃亡に拍車をかけた。⁽²⁸⁾彼らは単身で、あるいは妻子と共に、そして時には村全体で、一方では新しい辺境の地、あるいは「下流の町」へ逃亡し、他

方で別の領主のもとに匿われた。⁽²⁹⁾一七〇六年二月一六日の勅令は、逃亡農民を受け入れた土地所有者に対して、農民を家族と財産とともに半年以内に元の所有主へ送還すべきことを義務づけると同時に、その違反に対して所領を没収し、半分はツァーリへ、他の半分は逃亡農民の元の所有主へ与えることを指示した。⁽³⁰⁾しかし土地所有者の多くが逃亡農民を放さず、あるいは自分の所領からは追放するものの、元の居住地へ送還しなかったことは、翌年四月五日の勅令から明らかである。即ちこの勅令は、前年の指示を繰返したあとで、多くの土地所有者が「神の畏れを忘れて」自分の所領に逃亡農民とホローブを隠匿しているのみならず、「新たに採用している」と指摘した。したがって、「地方長官自ら、捜索のために郡へ出掛け、領主、領地管理人、村長の証言の他に、……村々から、五、六人の、あるいはより多く一〇人、一五人の善良かつ知名の農民を選び、逃亡ホローブと農民について、⁽³¹⁾及び死刑の威嚇のもとに、彼らから証言を取るべき」ことを指示したのである。この時期の逃亡民の規模について、我々はいかなる数字も手にしていないが、こうした一連の厳しい措置にも拘らず、逃亡が止まらなかったことは、士族の嘆願書や政府の勅令の数が裏書きしているのである。⁽³²⁾

一七一〇年の調査の結果明らかにされた世帯数の大幅な減少は、以上のように一八世紀最初の一〇年間にとりわけ大きな規模をとった、全国的規模での労働者と兵士の徴用、そして逃亡をその主な原因としていた。しかしながら、この調査結果に失望したピョートルは、この減少を調査の不正確、調査人の怠慢、担税住民の隠匿とそれに対する地方当局の黙認、などのせいにして、租税の徴収を、新しい調査簿ではなく、旧来通りフョードル時代の古い、即ち一六七八年のそれに基づいて行うよう命じた。注意すべきことは調査結果に対するピョートルのこうした不信は、あながち根拠のないものではなかったことである。ある政府高官は、自分の所領の数カ村あるいは全体を、国家の課税から逃れるために、世帯調査から免れせしめた。また他の領主は、調査のさいに農民を彼の館に移し、下僕、^(ホロウ)即ち非担

税住民と偽った。更に領主と村のミールは、若干の農民世帯を「一つの門」にまとめる点で利害の一致をみた。一つの世帯に互いに血縁関係さえない者同志が住むことにより、課税を免れたのである。⁽³³⁾ この点を示す二、三の史料を挙げておくことにしよう。

「利得者」(прибыльщик) 上りの元老院の行政監察官であり、「高官の官金着服に対する最も勇敢な摘発者」⁽³⁴⁾として知られるアレクセイ・ネストロフは、ツァーリへ提出した報告書(一七一四年)のなかで、「以前の、そして現在も同様の、不正な調査」の原因として、「架空の空き屋、あるいは何処かへ移住せられた、そして跡とりのいない世帯」の捏造、あるいは「支払いを避けるために、二、三、四世帯から、多くの人々を一つの世帯へ集める」、「幾つかの世帯と門を仕切り、一つに纏める」、という「旧来の、あるいは新しい狡猾」を指摘した。⁽³⁵⁾ 他方、ヴォロクダのある書記は、調査官が「……三世帯の村では一世帯を書き込み、五世帯のところでは二、三世帯を書き込み、このために多くの賄賂を取っている……」と報告した。⁽³⁶⁾ 一七一四年一月一五日付のある密告書も、「空き屋」の存在を、地方行政当局の悪用の結果として⁽³⁷⁾いる。

以上のような地方当局・領主・農民が一体となつての諸々の課税忌避・不正に世帯数の大幅な減少の原因があることを看破した政府は、一七一〇年の調査から僅か五年後の一七一五年秋、新しい調査、いわゆる「ランドラート調査」(Яндратская перепись)に踏み切った。⁽³⁸⁾ しかし一七一六—一七二一年に実施されたこの調査も、ピョートル政府を失望させただけであつた。Ch・ヴェーバーが指摘したように、この度も「ツァーの有益な意図を台無しにする」貴族の汚職・策動は止まなかつた。彼らは「可能な限り、彼らの農民を租税から隠すことに専心した」のであり、「その目的を達成するためには、いかなる手段も違法と考へなかつた」⁽⁴⁰⁾。こうしてランドラート調査は、なんら実践的意義を持つことなく、徒勞に終つた。⁽⁴¹⁾ 元老院は再び、一六七八年の調査に戻ることを適当と見なしたのである。しかしこ

の調査は、未完のまま放置されたにも拘らず、ひとつの貴重な事実を明らかにすることによって二年後の抜本的な税制改革の不可欠な前提となったのである。以下では、この調査資料の幾つかを一六七八年並びに一七一〇年のそれと比較しておこう。⁽⁴²⁾

アルトハンゲロゴロド県は、既述のように、一七一〇年の調査において最も顕著な減少を示した県であったが、今回の調査でも、この趨勢は変らなかつた。即ち七年の間に更に世帯数で七%、住民（男子）数で九%の減少を示した。⁽⁴³⁾

一七一〇年 四二、八九八世帯

一一〇、二九一人

一七一六―一七七年 三九、八五六世帯

一一〇、二九一人

ペテルブルグ県は、前回の調査で最大の減少を記録したが、今回のそれでは、ごく緩慢ながら増加していることが注目される。しかしより注目すべき点は、一世帯あたりの住民数が一六七八年には三・五人であったが、一七一七年には五・五人と大幅に上昇したことがある。⁽⁴⁴⁾

一六七八年 三七、四一八世帯

一一九、四九四人

一七一〇年 二三、〇一九世帯

一一二、〇六二人

一七一七年 二五、九〇八世帯

一四三、七四二人

モスクワ県においても、ペテルブルグ県と同様の現象がみられた。即ち世帯数は減少しているにも拘らず、住民数は大幅な増加を記録した結果、一世帯当りの住民数が三・四人から四・九人へと跳ね上がったのである。⁽⁴⁵⁾

一六七八年 六〇、六四三世帯

二〇五、二六九人

一七一五—一七一年 五五、〇四四世帯

二六八、二一七人

スモレンスク県については、住民数についての資料を欠いているが、一七一〇年の調査で減少した分が、一七一七年には、かなりの程度まで回復されている。⁽⁴⁶⁾

一六七八年 一三、八六四世帯

一七一〇年 一二、七四一世帯

一七一七年 一三、七〇〇世帯

カザン県（ニジェゴロドを含む）での調査は、更に一層不満足な結果しかもたらさなかった。この県では、僅か七年の間に、世帯数においても、住民数においても、大幅に減少したのみならず、一世帯当りの住民数も、きわめて低い水準にとどまった（二・七人⁽⁴⁷⁾）。

一七〇九—一〇年 七四、六〇〇世帯

二〇二、六七〇人

一七一七年 六一、一五七世帯

一六八、七一五人

アゾフ県では、カザン県よりも更に著しい世帯数及び住民数の減少が認められた。即ち前者は二九・五%、後者は三一%にも達したのである。⁽⁴⁸⁾

一七二〇年……………一八、六五一世帯

六〇、四三一人

一七二六—一七七年……………一三、一六二世帯

四一、八〇九人

以上の断片的資料からでも、我々は、ランドラート調査が政府にとって、まったく不満足な結果しか与えなかったことを確認しうる。世帯数は、一七二〇年の水準にさえ達しなかったからである。しかしこの調査は、一つの貴重な事実を示した。即ちたとえ世帯数が一六七八年の水準まで回復しなかったにせよ、多くの地方で住民数が増加し、したがって一世帯当りの住民数が著しく上昇したことである。この一世帯当りの住民数の増大をもたらしたものが、先に指摘された世帯の統合であるのか、あるいは別の原因によるのか、にわかに解決し難い問題を含んでいる。⁽⁴⁹⁾しかしランドラート調査において僅かに「慰めを与える現象」も、政府の財政的観点からは、「存在し無いも同然」⁽⁵⁰⁾であり、一文にもならなかった。けだし、「新しい納税者は、古い世帯のなかに隠され」⁽⁵¹⁾たからであり、逆に、大多数の地方での世帯数の減少は、ただちに国庫に打撃を与えたのである。

一七一〇年の調査によって明らかにされ、数年後のランドラート調査で追認された、直接税の対象としての「世帯」数の減少という結果に対するピョートル政府の不信は、「世帯」に代わる新しい課税単位の発見へ向かわせることになった。ランドラート調査に併行して、当時政府には幾つかの税制改革案が提出されていたが、これらの改革案の著者たちは、いずれも、全く自主的に、あるいは当時のフランスの税制からヒントを得て、「人間」(Душа)という

新しい、より根源的な単位に到達したことは、注目に値する。⁽⁵²⁾ まず一七一一七年のある時期に書かれた『国家歳入の増加のための……新計画』(以下『新計画』と略称)の著者は、毎年六〇〇七〇〇万ルーブリの租税を、滞納なく徴収するために、フランス税制の「タイユ」に示唆を得て、「ボゴロフシ(チ)ナ」(половина)、即ち人頭税を提案した。『新計画』では、まず帝国全体に信頼できる調査官を派遣し、住民すべてを一人残らず調査させること、そしてこの結果得られるであろう二二、〇〇万人から一、五〇〇万人の納税者に対して、年間半ルーブリ(五〇コペイカ)の「君主のダーニ」を課すならば、一、二〇〇万人では、六〇〇万ルーブリの歳入を期待できる、とした。更に著者は、こうした「卑しい民衆」(простої народ)からの「人間のタイユ」とは別に、貴族、市民、聖職者から、純収入の十分の一の「所得税」、あるいは営業税、醸造所、居酒屋、タバコへの課税、更に通行税、アクチーゼ、などの間接税の徴収を提案した。これらのうち若干は既に存在していたが、『新計画』の著者の「ボゴロフシ(チ)ナ」の提案に、我々はまず注目しておきたい。⁽⁵³⁾

イヴァン・フィリップフは、ネステロフと同じく農民出身の「利得者」であったが、一七一一七年(?)、ピョートルへの報告書のなかで、現行のランドラト調査においては「郡の調査官は、農民世帯を均等に書き込んでいない。彼らは一世帯に二〇人及びそれ以上を」書いている、としてこの調査を批判した。こうした指摘は、既述のように目新しくはなかったが、農民の「逃亡のもの」税負担を強め、税負担の増加が逃亡を強める、という悪循環から抜け出す手段についての彼の提案は、新しいものであった。即ち「我が君主により、世帯を登録するものではなく、農民世帯のなかの農民を、男女の数で登録することが命ぜらる(べきで)あろう。子供と老人を除き、一世帯に何人の家族がいるか……。これによると、なんら余計な侮辱も重荷もないであろうし、まったく均等であろう」。フィリップフの提案は、現在の課税単位である「世帯」は維持すること、しかしそれは、いろいろな原因により住民

数の不均等が生じているが故に、それを一定数の男女が住む、いわば「架空の単位」に転化することであった。こうした措置は、地方によっては、既に実施されていた。例えばアゾフ県では、一世帯を男女八人という計算のもとに課税することが指示されていたし、ベンザ郡のランドラート調査簿は、十五歳から六十歳までの一世帯六人の家族を想定し、子供と老人は、調査から除かれていた。フィリップフのこの提案は、税の不公平を全く排除しないまでも、若干の改善を目指したものであった。彼の提案のなかで、もう一つの注目すべき点は、税の不公平、過重な負担の源の一つであった逃亡に対する予防措置である。彼は、共同体の監視の強化、具体的には十人長、百人長の設置と並んで、旅券制度の導入を提案した。即ち農民を、許可なしには、一週間といえども、どこへも出してはならず、仕事や営業、「税の支払い」のために外出せねばならない時には、領地管理人、僧侶から「外出許可証」(опыск)を受けなければならぬ。こうした措置でもって、時の経過に応じて「農民や兵士の大規模な逃亡や強盗、殺害、を止めさせよう」⁽⁵⁴⁾。

著者不詳のもう一つの提案も、フィリップフ同様、世帯税は、課税を免れるために多数の人間が一世帯に集住することを理由に、不都合とみなした。だがフィリップフの提案のように、世帯から子供と老人を除外して、労働能力のあるものだけを課税対象とすることを不利益として退けた。ただし、時の経過とともに、調査は、したがって課税対象は現実にそぐわなくなり、「架空のもの」とならざるを得ないからである。この点を考慮した著者は、『新計画』の著者のように、すべての住民を調査に含めることが、より有利であり、そして彼らに課される「人頭税」(Положная подать)は、旧来のすべてに取って代わらねばならず、その規模を一人、七五コペイカとしたのである。更にこの提案の著者も、フィリップフ同様、この税制改革を補完するものとして、旅券制度の導入を勧めたことに留意しなければならぬ。⁽⁵⁵⁾

このようにして、世帯税の諸々の欠陥が明らかにされると同時に、それに代わる「人頭税」の思想が練り上げられていった。一連の提案によって示された規模は、のちの人頭税の規模に驚くほど近似していたとはいえ、もとより仮の、例示的なものにすぎず、その確定のためには、より正確な資料的裏付けを必要とした。そしてより以上に重要なことは、この税制改革に踏み切るにあたって、ピョートルは、一連の提案にはまったく欠けていた一つの、新しい性格を付与したことである。即ち一七一七年の秋、スウェーデンとの北方戦争の終結、そして和平が確かに予期されたこの頃から、ピョートル政府は、平時における軍隊の維持という重大な問題に直面した。長期間に及ぶ、おもに国外での戦争は、「著しい程度において、ロシアの予算外で軍隊を給養することに慣れさせた」⁽⁵⁶⁾。しかし、今やこうした形での「給養」が許されるはずもなかった。国内への軍隊の帰還は、その駐屯地への配備とともに、その維持のための膨大な経費を必要としたのである。そしてピョートルが人頭税に踏み切る時、まず考慮したのがこの問題、即ち国家歳出の大部分を占める常備軍の維持費の問題に他ならなかった。一七一七年一月一日付のピョートルの元老院への指示には、この方針がはっきり示されていた。即ちここで彼は、陸海軍の兵士の糧秣を農民に負担させること、その代り他のすべての租税と労働から農民を解放すること、を前提として、一人の兵士、竜騎兵、将校にはどの位の「人間」あるいは「世帯」が必要か、そしてどちらが「より有利か」、について回答を求めたのである。言い換えると、ピョートルは、この時点で、課税対象として「世帯」と「人間」のいずれを取るか、をまだ決定していなかった、即ち人頭税の採用に踏み切っていなかったにも拘らず、ヨーロッパ諸国の軍制に倣いそれを陸海軍の維持にあてることだけは、はっきりと認識していたのである。そして「人間」を「より有利」とみたピョートルが、その税額の確定のための作業へ移ったのは、ほぼ一年後の一七一八年末のことであった。

(56) Friedrich Ch. Weber, *The Present State of Russia*, 2 vols. (London, 1722-1723), vol. 1, p. 62.

- (7) Миллюков. Указ. соч. с. 185.
- (8) Ключевский. Указ. соч. с. 128.
- (9) 以上は、リットロフの数字に依つてゐる(Миллюков. Указ. соч. с. 201-202)。だが比較の基準となる一六七八年の調査については、例えばクリュチコフスキーは『講義』第三卷(一九〇六年)では、八八八、〇〇〇世帯を採用したが、その再版では、八三三、六〇三世帯に訂正する意向であったことが明らかにされてゐる。このように、むしろその数字を採用するかに依つて、増減の多少が大きく變化してゐる。В. О. Ключевский. Сочинения. т. III. М., 1957. с. 232. Н. М. Шенюкова. К вопросу об итогах подворной переписи 1678-1679 гг. в Российском государстве. «История СССР», 1960, №. 3, с. 145-147. など。その他は、エートル時代の人口については次の研究があるが、筆者は参照できなかった。М. В. Ключков. Население России при Петре Великом по переписям того времени, т. I. СПб., 1911.
- (10) 同(4) Миллюков. Указ. соч. с. 184-209. 以下同。
- (11) Там же. с. 188. 「分離派」の集団自殺の行爲は、エートルの時代よりも、ソフヤに於て迫害の時に、多くに著しかった。Д. И. Сапожников. Самоубийство в Русском расколе (со второй половины XVII в. до конца XVIII в.). Исторический очерк по архивным документам. М., 1891. с. 22-37.
- (12) Миллюков. Указ. соч. с. 188-189.
- (13) Там же.
- (14) Там же. с. 189.
- (15) А. Л. Шапиро. Крестьяне. «Очерки истории СССР. первая четверть XVIII в.» М., 1954. с. 164
- (16) Миллюков. Указ. соч. с. 203.
- (17) Шапиро. Крестьяне. с. 165.
- (18) С. П. Луппов. История строительства Петербурга в первой четверти XVIII века. М.-Л., 1957. с. 78-84. だが一七一四年からは一四世帯から一八三、〇〇〇人に削減されたのに続いて、一七七八年には「近くの場所から」八、〇〇〇

人だけが徴用され、残り二四、〇〇〇人については貨幣による代替（一人当り六ルーブリ）が認められた。こうして雇傭労働力市場の出現、貨幣経済の浸透に伴い、一七二一年には、農民労働力の徴用は全廃された。即ち一七二〇年以降のペテルブルクの建設は、専ら雇傭労働者によって遂行されたのである。なお J. H. Семёнова. Рабочие Петербурга в первой половине XVIII в. J., 1974 も参照。

(19) もろろん、単純作業に携る労働者だけが要求されたわけではない。大工、石工、レンガ工、鍛冶工、等々の職人が一定期間、あるいは「永久の居住」に徴用された。例えば、一七〇五年、ヴォロネシの造船所へ一〇〇世帯から一人の大工が「永久の居住」のために村々から派遣された。勅令は、彼らが仕事に不可欠な大工道具を持ち、服装がきちんとしていることさえ要求した。即ち毛皮の外套、灰色のカフタン、ズボン、帽子、手袋、などを用意し、もし大工が、それらのすべてを受けなかったならば、村はその購入のために三ルーブリを与え、更に一ルーブリの旅費も負担せねばならなかった。И. А. Булыгин. Монастырские крестьяне России в первой четверти XVIII века. М., 1977. с. 143-144.

(20) 北西部のフレックサンドロ・シヴィルスキー修道院の所領では、一六七八年には二〇九世帯であったが、一七〇七年には一四〇世帯、一七一〇年には九三世帯、と五〇%を越える大幅な減少であったが、その主要な原因は「国家による搾取」であった。А. М. Шабанова. Государственные повинности частновладельческих крестьян северо-запада России в первой четверти XVIII в. 《Из истории феодальной России》 сб. ст. JI., 1978. с. 159.

(21) П. А. Колесников. Северная Русь. вып. 2 (Архивные источники по истории Европейского Севера России XVIII в.) Вологда, 1973. с. 22-23.

(22) Там же, с. 11.

(23) М. Д. Рагинович. Формирование регулярной армии накануне Северной войны. 《Вопросы военной истории России》 сб. ст. М., 1969. с. 221-233. JI. Г. Бекровный. Русская армия и флот в XVIII в. (Очерки) М., 1958. с. 22-24.

(24) Хрестоматия по истории СССР. XVIII в. под ред. JI. Г. Бекровного и Б. В. Кафенгауза (далее-Хрестоматия).

- тия.) М., 1963. с. 178-180 (№. 43).
- (25) Бескровный. Указ. соч. с. 25-26.
- (26) Там же, с. 27-28. 一七一五年のヤロスラウリ郡の徴兵目録によると、一一〇人のうち独身者七三人、男やもめ二人、家族持ち一七人、不明一八人、であった。В. А. Александров. Сельская община в России (XVII-начало XIX в.) М., 1976. с. 243.
- (27) Шапиро. Крестьяне, с. 164. だが村から徴兵された農民は、大人しく軍隊に入ったわけではなかった。一七〇五年一月に政府は、逃亡して逮捕した兵士、即ち脱走兵に対して、三人のうち一人をタジにより絞首刑、他の二人は答打ちののち徴役刑、という厳しい処罰を決定した。にも拘らず、脱走兵は絶えることはなかった。一七〇七年一、七五六人の集団のうち一七一人が逃亡し、一七〇八年には三、六四六人の集団のうち三五六人、八、〇八七人の集団のうち六三三人が逃亡し、たえず一割前後の脱走兵が発生しつゝ。Бескровный. Указ. соч. с. 29-30.
- (28) А. Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в. М.-Л., 1962. А. А. Новое-сельский. Коллективные дворянские челобитные о сыск беглых крестьян и холопов во второй половине XVII в. «Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIII вв.» сб. ст. М., 1975.
- (29) Шапиро. Крестьяне. с. 175-177.
- (30) Хрестоматия, с. 63-64.
- (31) Там же.
- (32) この時期の逃亡問題については、このあとで、Маньков. Указ. соч. гл. 5. 参照。
- (33) В. В. Кафенгауз. Финансовая реформа и государственный бюджет. «Очерки истории СССР. первая четверть XVIII в.» М., 1954. с. 382.
- (34) Ключевский. Сочинения. т. IV. с. 130.
- (35) Хрестоматия, с. 64-66.

- (36) Миллюков, Указ. соч. с. 406.
- (37) Там же, с. 406-407.
- (38) 課税回避・不正だけを世帯数の減少の原因とみたのではなく、政府は逃亡民や浮浪民の捜索にも、重点を置いていた (Там же, с. 404+405)。国庫にとって、課税と逃亡の問題は、云うまでもなく不可分な関係にあったが、事情は、農民にとっても同じであった。逃亡は、残された農民に負担を加重しただけであった。この点について、ヴェーバーは次のように指摘した。「……しかし、こうした逃亡によって最も被害を蒙るのは、彼の隣人たちである。なぜなら、容易に想像がつくように、彼らは一般に、まったく瘦せた自分の土地に肥料を施すことのできない状態にあり、そしてツァーの租税の総額を、あたかも住民数に不足がないように、補って完全にしなければならぬ。ついに、まったく破産状態になる経過をたどった彼らは、兄弟たちの例にならない、自分の住居から森林(分離派の隠れ家……引用者)へ逃亡するのである。ラーズキンは、この時期の農民嘆願書のなかの「空き屋を点検しよう」、「空き屋からの堪え難い支払いを取り除くよう」という要求に注目し、当時の農民が、実際の世帯数に応じて支払うために闘ったことを指摘している。Weber, *op. cit.*, vol. 1, pp. 70-71. Д. И. Раскин. Мирские челобитные монастырских крестьян первой половины XVIII в. «Вспомогательные дисциплины истории» вып. VI, 1974, с. 177-178.
- (39) 16調査の経緯については、М. Ключков. Очерки истории ландтарской переписи (1715-1721 гг.) 《Сборник статей, посвященного В. О. Ключевскому》 М., 1909, с. 547-555.
- (40) Weber, *op. cit.*, p. 62.
- (41) ランドタート調査のメリットとしては、一六七八年の調査が世帯数と男子住民数、一七一〇年の調査が世帯数と男女住民数であったのに較べて、今回の調査が男女住民の年齢と簡単な性格付け(身体的障害、未婚・既婚の別、など)を加えていることにより、世帯の現実の労働力を確定する可能性を与えていること、一七一〇年の調査との比較が行なわれていることが指摘される。Е. Н. Бакаланова. Крестьянский двор и община на русском Севере. Л., 1976, с. 14-15.
- (42) 但し、以下の数字は、県全体のそれではなく、比較可能なその一部分の数字である。

- (43) Милюков. Указ. соч. с. 408-409.
- (44) Там же, с. 409.
- (45) Там же, с. 409-410.
- (46) Там же, с. 410-411.
- (47) Там же, с. 411.
- (48) Там же, с. 412.
- (49) ハックラノワの最近の地域史研究は、国家による租税の負担を軽減するための世帯の統合、という従来の説明を批判して、ヴォログダ郡の世俗領農民のもとでの一世帯当りの住民数の増加(三人↓四人の男子)の原因は、一七世紀を通しての封建地代の上昇、小所領体制、という「農民経営と領主経営の生産関係」に求めた。(Бакуланова. Указ. соч. с. 16-17) 一世帯当りの住民数については、「五人から一人が典型的」であり「平均八・三人(男子四・三人)であったカシール郡のある所領など幾つもの個別的報告がある。Ю. А. Тихонов. Крестьянское хозяйство центральной России первой четверти XVIII в. 《История СССР》 1971. №. 4, его же. Помещичьи крестьяне в России. феодальная рента в XVII-начале XVIII в. М., 1974. гл. IV.
- (50) Милюков. Указ. соч. с. 413.
- (51) Там же.
- (52) 以下同 Там же, с. 414-419. に依る。
- (53) Там же, с. 414-416.
- (54) Там же, с. 416-418.
- (55) Там же, с. 418-419.
- (56) Там же, с. 472.
- (57) Там же, с. 419.

(58) 「*Там же.*」でヨーロッパ、とりわけスウェーデンの諸制度のビョートルによる借用、即ち西欧化の問題について、ミリュコーフ、ボゴスロフスキーの見解を紹介しておこう。ビョートルの行財政改革(軍制改革も含む)は「借用されたものであったか?」という設問に対してミリュコーフは、「その出発点においては、然りである。その実施においては、否である」と答えた。改革は「オリジナルへのほとんど奴隸的模倣」から出発したが、それ故に不可能となった。即ちロシアの現実への順応によって、オリジナルから遠く離れたのである(「*Там же.*」c. 480-481)。他方、ボゴスロフスキーは、ビョートルによるスウェーデンの行政機構の借用は、「偶然ではなく、自覚的であった」。ただしスウェーデンのそれは、当時のヨーロッパにおいて最良のもの——スウェーデンの全盛を可能にした——、自然及び生活環境においてロシアにはより近付き易いもの、そして長期に及ぶ北方戦争を介してロシアに最も良く知られたもの、として借用されたのである。これは、軍制の借用についても当て嵌るが、ビョートルは、軍の宿営についての思想を借りてきただけで、その詳細には、スウェーデンのモデルとの何の共通性もなかった(Борословский. Указ. соч. с. 30-31, 325)。これに対してソ連の歴史家、例えばトロイツキーは、政府が「とくに入念に」スウェーデンの国制を研究し、利用した理由として、「比較的若い絶対主義国家」としての二国間の社会、経済及び政治的發展の類似、「国家の強化において大きな成功をおさめた北の隣人」へのビョートルの注目、を挙げている。なお、この問題については、最近スウェーデンの歴史家によって意欲的な研究が発表されている。С. М. Троицкий, Об использовании опыта Швеции при проведении административных реформ в России в первой четверти XVIII века. «Воп. Ист.» 1977. № 2. с. 70-71. Claes Peterson, *Peter the Great's Administrative and Judicial Reforms: Swedish Antecedents and the Process of Reception.* Stockholm, 1979.

三 人頭税の導入過程(その一)

一七一八年一月二六日、ビョートルは、新しい人口調査に関する次のような著名な勅令を布告した。「すべての者より、申告書(сказка)をとり(一年の期間を与える)、何村の何某のところに何人の男子がいるか、真実を上申せ

しむべし。その際、誰かを隠匿するものは、それを知らせる者に与えられることを、彼らに布告すべし⁽⁵⁹⁾。簡潔にいうより、むしろ性急なこの指示は、翌年一月二二日付の元老院勅令⁽⁶⁰⁾によって、その具体的内容を獲得した。それは、次の三点に要約できる。

(一) 全国の御料地と国有地、聖界所領（総主教、府主教、修道院、教会の所領）及び世俗領（封地と世襲領）の村で申告書をとること、その際、過去並びに最近の調査を考慮することなく、また一切の隠匿なく、正しい調査をしなければならない。対象は、郷、村、部落の農民とポプイリ、「自分の土地を持つ」屋敷奉公人（защитные люди）と僕婢（деловые люди）であり、これらの男子の名前を、老人から赤子まで含めて年齢とともに調査すること、郷士、タタール人、ヤサーク納付人も同様である。

(二) 御料地、国有地、及び聖界所領については、所領を預る領地管理人が、村長、選抜農民とともに申告書を取り、世俗領については、規模の大小に拘らず、領主自ら申告書をとること。但し、勤務のため村に不在の領主の所領については、領地管理人、村長そして選抜農民に、それが委ねられる。郷士（однодворцы）は、自ら彼及び一緒に住む男子（子供、孫、親戚）について申告書を提出し、タタール人とヤサーク納付人については、各々の郷、部落の村長と選抜民が、それにあたる。

(三) 申告書には、真実が記入され、いかなる隠匿もないことの確認のために、署名される。もし不正が発見された場合には、厳罰に処せられる。即ち領主は、隠匿した者の二倍を没収され、領地管理人などは容赦なく死刑にされる。こうして、すべての県で、いかなる延期もなく、今年、即ち一七一九年のうちに調査を終え、聖ペテルブルグの B・H・ゾートフ長官のもとへ申告書を送付すること⁽⁶¹⁾。

人口調査は、こうして農村人口の調査として開始され、しかも一年足らずの間に完了すべきとされた。しかし厳罰

でもって威嚇したこの指令は、その年だけで四度繰返されたにも拘らず、「申告書は、どこからも送られてこず、送られてきた僅かものは、不満足に作成されていた」⁽⁶³⁾。翌一七二〇年一月五日、ピョートルは、人口調査に関して新たに次の課題を付け加えた。即ち「……現在の調査には、農民だけを書き、僕婢や他のものを書いていない。そこに隠匿が生じうる。このため領主には、自分の召使(служакше)をすべて——呼び名はどうあろうと——書き、また僧侶と書記を除く教会使用人(причешники)を書くよう、勅令によって確認すべし」⁽⁶³⁾。この勅令から、調査にあたって既に予想されていた隠匿が、農民を僕婢と偽るという形で展開していた事実を知ることができるが、この点については後の検討に委ね、ここでは、調査に新たな項目が加えられたこと、そして更に半年間の猶予が与えられたことだけを確認しておこう。しかしながら半年後はおろか、一七二〇年の末になっても、調査は完了から程遠く、相変わらず緩慢な進行ぶりであった。しかもゾートフの官房へ送付されてきた申告書のほとんどが役立たないこと、即ちそこには厖大な隠匿が気付かれたのである⁽⁶⁴⁾。こうして一七一九年初めに開始された人口調査は、二年後の一七二一年に入っても、所期の目標を達成することができなかつたばかりか、まったく不正確なものであった。更に、農村人口の調査として開始されたこの調査が、しだいにすべての担税住民の調査へと性格を変更していったことも、調査作業の遅れの大きな原因となった。一七二〇年一月の農村の館のホロープに続いて、一七二二年二月二八日付の勅令は、都市の商工地区住民と雑階級人(разночинцы)を調査に含めることを指示した。彼らについては、同居の「子供、親戚、店番頭、雇われ店主、緊縛された及び雇傭の人々」のみならず、納税額まで調査を指示された⁽⁶⁵⁾。

調査の遅延そして不正に業を煮やした政府は、一七二一年五月、調査への軍隊の投入という措置へ移った。後述(四、を参照)のように、各県に配備予定の軍隊の参謀将校(обер-офицер)九名に対して、(一)現存住民の集計と一七一九—二一年の調査資料の点検、(二)その際判明した「書き漏らされた及び隠匿された人々」(прописные и утайные

noam) について、領主、領地管理人、村長、選抜農民に対する審理・処罰、(三)一七二一年の申告書提出後に到着した担税住民についての調査、また、御者、「所在のない、解職中の」聖職者、工場や渡し場の労働者、そして他のそうした仕事で暮しをたてているものの調査、逃亡民や、とりわけ逃亡した兵士・水兵の搜索、等々が指示されたのである。そこには、軍隊の投入なしには、短期間に「人間の証明(Свидетельство)」を終えることはできない、という政府の判断があった。⁽⁶⁶⁾ 事実、軍人調査官による調査は、厩大な数にのぼる「申告書以外の」人間を、新たに掘り起した。一七二一年末、六県の調査では三、〇三六、九〇六人が計上されたが、うち四五二、四四四人、即ち約一五%は、こうした「申告書以外の」人間であった。こうして、僅か数カ月間で、一〇%をこえる人間が新たに発見されたのだが、翌年も翌々年も続けられた軍人による調査は、更に一、一二三、〇五六人を掘り起こし、この結果、最初の申告書以外の人間は、一、五七五、五〇〇人、即ち三七・八%にも達したのである。⁽⁶⁷⁾ そして、こうした成果を可能にしたのが、軍の大規模な投入であった。一七二三年のニジェゴロド県には、五四人の将校と二〇七人の部下が派遣され、調査に従事していた。⁽⁶⁸⁾ フランス総督カンブレドンは、同年、自国政府に宛てて、「(ロシアの)軍の司令官は、ほとんどすべて民衆の調査に従事している」と報告した。⁽⁶⁹⁾ ピョートルの着手した人口調査は、こうして軍人調査官の投入によってはじめて、大きな成果を挙げることができたが、しかし、これさえ政府が期待したような敏速さで進められたわけではなかった。一七二三年末には終了の指示は、結局失敗し、一七二四年三月にまで延期されたのである。⁽⁷⁰⁾

さて、ほとんど五年以上にも及んだ人口調査の緩慢さについては、幾つかの理由を挙げることができる。しかし最も主要なものが、政府自ら予想していた「人間の隠匿」であったことに疑いはない。調査のさいの隠匿は、決して目新しいものではなく、一七世紀の一連の調査にもたえず付きまとうた。⁽⁷¹⁾ したがって、今回の調査の開始にあたっても、政府は、領主及び領地管理人、村長、選抜農民のこうした不正な行為に対しては、死刑を含む厳罰でのぞむことを宣

言した。またのちに投入された軍人調査官に対しても、隠匿者に対して寛大な措置をとることのないよう、厳しく指示した。⁽⁷⁵⁾しかしながら、現実にはさまざまな手段による隠匿が広汎に展開された。既に指摘したように、農民を僕婢と偽証して申告書に含めない領主の隠匿行為が、一七二〇年一月の勅令の直接的契機であった。⁽⁷⁶⁾また領主は、調査のさい一時的に、農民を他の部落に派遣したり、森のなかへ文字通り隠した。時には、国境の外へ連れ出しさえしたのである。⁽⁷⁷⁾他方、農民は、「人間の隠匿」をミールで正式に取り決めた。一七二二年、ペレヤスラヴリ郡のある所領の村長は、「貧困のため、貢租をより少なく納めるために、ミール全体の助言で、人間を隠した」ことを認めた。⁽⁷⁸⁾こうした領主、農民独自の、あるいは両者一体となつての隠匿は、個々の地域ではかなり相違があるものの、大きな比重を占めたのである。⁽⁷⁹⁾

こうした隠匿に平行して、それに対する処罰も、たえず変更され、その度ごとに厳しさを増した。既述のように、ピョートルの最初の勅令では、領主による隠匿に対しては、隠匿数だけを没収し、密告者に与えたとされていた。しかし一七一九年一月の勅令では、隠匿数の二倍の没収へ強化された。ついで一七二二年の軍人調査官への訓令では、隠匿された人間のみつかつた村全体を没収し、調査官に与えることにより、調査活動を促進させ、更に一七二三年一月五日付の勅令では、罪を犯した領主の全所領を没収すると共に、徴役刑に処する、と大幅に強化したのである。⁽⁸⁰⁾他方、領地管理人と村長、選抜農民に対しては、一七一九年一月の勅令では「容赦なく死刑」、と威嚇したが、一七二二年の軍人調査官への訓令では、笞刑と鼻削ぎ、翌年一月五日付の勅令では、領地管理人は死刑、村長と選抜農民には笞刑及び一〇ルーブリの罰金、とされている。以上は云うまでもなく、自己のイニシアティブによる隠匿に対する処罰であるが、領主の指示による隠匿に対しては、彼らは、書面上の証拠を提出するなら、それから解放されたのである。⁽⁸¹⁾郷士については、一七一九年の勅令は、他とは異なる特別の規定をした。即ち、郷士による隠匿に対して

は笞刑、及び兵士の徴用が指示された。一方、外国人に異教徒にも「オリジナルな刑罰」が規定された。例えば一七二三年、カザン郡の二つの郷の百人長、村長、ヤサーク納付のチェレミス人は、隠匿に対して、刑罰の代りに正教会信仰への洗礼を要求された。そして今後罪を犯した外国人は、もし洗礼を望むならば、刑罰から解放された。こうして外国人は、隠匿に対して笞刑か洗礼か、の二者択一を迫られたのである。⁽⁷⁹⁾

以上のような各階層における意識的な隠匿、法の違反と並んで、調査官は偶然の脱漏(проника)にも直面した。即ち「意図しないで、失忘のため」調査から落ちた場合である。これに対しては、「少しの脱漏のため、到る所で審理が増加している」という報告に接して、政府の一部から、全体の一〇%以上の隠匿だけを審理し、それ以下については審理しない、という見解が出された。しかし、これは嚴罰を主張する反対意見の前でつぶされた。一七二三年一月五日付の勅令は、不注意のため申告書に書き落した人間に対して、領主は一人当り一〇ルーブリの罰金、領地管理人、村長も同じく、罰金刑に処することを規定した。だが、隠匿した人々書き漏らした人について自発的に届け出たものには、刑罰からの完全な解放、あるいはその罰金を減額する措置がとられたのである。⁽⁸⁰⁾

既述のように、軍人調査官には当初から、調査の点検・修正と並んで、隠匿に対する審理そして処罰も委ねられた。一般の裁判、警察は、人口調査に関連する法の違反についての審理、処分の仕事から除外されていた。⁽⁸¹⁾軍人調査官には、たえず刑吏が同行したのであり、全国各地で拷問室が、強力に作動したのである。こうして調査は「凄惨な性格」を獲得した。例えば、ヴォロネシ郡のある村では、軍人による調査の点検のさい、一人の隠匿が発見された。この隠匿が、村の集会の取り決めによって行なわれたこと、そして僧侶の指導のもとで誓約されていること、を突き止めた調査官は、この僧侶を勅令を軽視する者、煽動者として死刑、集会に参加したのから九名を鼻削ぎ、そして投獄、の決定を下し、元老院へ報告した。これに対して元老院は、この処分に満足せず、僧侶に対してはより大きな

苦しみを伴う処刑、即ち「断頭ではなく、車輪に括りつけ、四つ裂きにすべし」、残りのうち三人も死刑、を指示したのである。⁽⁸³⁾

一七二二年にヴェリコルツキー地方で行なわれた調査は、更に具体的にこの調査の模様を伝えている。即ちこの年の八月、地方長官 (Губернатор) は、次のような報告を元老院へ送った。「ある地方では、……大きな被害が生じた。将校が多数の竜騎兵と兵士を伴って、郡の領主の館へ何度も派遣され、日夜、しばしば士族やその妻を捕えて、ストゴフ (陸軍大佐II調査官:引用者) の所へ、即ちルキヤトロベツツの町へ彼らの馬で連れ去り、そして長い間、嚴重な護衛のもとで兵舎に留置した。またホローブや農民が一〇〇人、二〇〇人、三〇〇人と捕えられ、夏の暑い時期、毎日厳しい監視のもとで兵舎に留置された。監視下にある多くの士族は、拷問をうけた。また多数のホローブと農民も拷問をうけ、多くの人々が窮屈さと厳しい拷問のため、士族も、ホローブも、農民も、間もなく死亡した……」。「ヴェリコルツキー地方の住民は、大きな恐怖に陥ち入り、あえて嘆願し、密告することもできない」。報告を受け取った元老院が、地方長官に対して更に詳しい証拠を求めたところ、軍隊による調査によって被害を蒙った各地の農民から一〇六通もの嘆願書が提出された。A・チェリシチェフの所領の村長は、次のように述べている。ストゴフ大佐から派遣された「少尉 (Подпоручик) と大尉 (Капитан) は、竜騎兵と兵士を伴い、領主の村々に大きな損害と零落をもたらし、領主を異常な監視のもとにおいた。この恐怖と悪口 (Ругание) のため、領主の妻は、家財をすべて残して、自分の館を出ていった」。また、ある領主は地方長官に次のように嘆願した。ルキで捕われた彼は「何日間も兵舎に留置され、病身に厳しい拷問をうけ、町の広場で容赦なく笞打された。「彼と」一緒に、士族や他の人々、三〇人以上が拷問をうけた。兵舎には、士族とその妻、ホローブ、農民が三〇〇人、監視づきで留置されている」。地方長官の報告によると、こうした結果、一人の士族が拷問と笞刑をうけ、うち一人が死亡した。また兵舎に留置され

ていた七人の士族のうち、一人が窮屈さの故に死亡した。七一人のホローブと農民は、拷問と答刑の結果一〇人が死亡した。他方、ストゴフ大佐は、課された仕事を指示通り行っただけであり、何らの被害を生ぜしめていない、と回答して、こうした非難を突っぱねた。即ち彼は、領主のホローブと農民を、いろいろな時期に一〇〇人だけ留置し、また隠匿の罰を犯した若干の領主とその妻を監視下においたこと、この地方で隠匿の疑いのある者は三三八人にのぼり、捕えた者のうち九人が、実際に死亡したことを認めた。しかし、それは「神の意志により、自分の病気で」死亡したのであり、窮屈さや拷問のためではない、と譲らなかつたのである。⁽⁸⁾

一七一九年に始まる人口調査の作業を大幅に遅らせた一つの主要な原因が、以上のような「人間の隠匿」とそれに対する審理・処罰であつたとするならば、もう一つの原因は、調査対象たる担税住民のもつ雑多さにあつた。既述のように、一七一九年一月の元老院勅令は、調査の対象となる社会層として、御料地と国有地、聖俗所領の農民とゴブリ、ホローブのうち「自分の土地を持つ」屋敷奉公人と奴婢、そして郷士、タートル人、ヤサーク納付の外国人、を列挙した。換言すると、この最初の勅令では、自立的経営を持つ農村住民だけを調査の対象としたのである。しかしながら、「人間の隠匿」に直面した政府は、一年後には早くも、領主の館に仕える召使や教会使用人を調査に含めたのはじめ、商工地区民や「雑階級人」、各種の労働者に至るまで調査の手を拡げていった。こうした結果、当時の国家領域内に居住するすべての人々が調査の対象となつたのであり、調査の点検にあつた軍人調査官は、公的に確立されていたカテゴリー以外の、多数の、予期しえない社会集団に出会わねばならなかつたのである。調査を著しく緩慢にした理由は、ここにもあつたのだが、以下ではこうした問題について若干述べておくことにしたい。

まず逃亡農民についての従来の法は、彼らを元の所有主に返すと共に、その送還の義務を逃亡民の受け入れ側に負わせた。これは一七世紀以来の不変の原則であり、この上で更に、逃亡民の採用に対する罰金刑が強化されたのであ

る。例えば一七二一年には、逃亡民を一一・五年の間に送還することを再度指示し、これに違反した領主は、徴役労働と六〇ループリの居住料の罰金に処せられた。更にその後も逃亡民の受け入れを続ける者には、一人の農民に対して男一〇〇ループリ、女五〇ループリの罰金の徴収を指示したのである。人口調査のため地方に派遣された調査官は、こうした個々の逃亡農民に加えて、村の半数、あるいは村全体が逃亡民である、という事態に出会うことも、稀ではなかった。こうした場合には、先の原則の無条件性は、大きな変更を余儀なくされたのである。即ち村全体、あるいは半分、三分の一が逃亡民から構成されている場合、こうした逃亡民は、彼らの隠匿者に与えられることになり、三分の一以下の場合には、従来通り送還の対象となった。御料地、国有地の逃亡農民についても同様であったが、但し逃亡後も同じ郷に住んでいるもの、即ち所有主を変えず、居住地だけを变えたものについては、逃亡先に留ることが許された。以上について、送還の期限は、一七二三年七月一日と定められたが、これまでもそうであったように、期限が過ぎても逃亡民の件は、まったく片付かなかった。そして同年一月二三日には、逃亡民に関して決定的転換を意味する勅令が布告された。即ち、農民は調査時に居住していた領主に登録されること、そして調査完了の後には、逃亡民についての如何なる訴えも受理されないこと、である。これによって従来の、農民緊縛を証明する基礎となつた諸文書は効力を失い、代って人口調査簿が唯一の緊縛文書となつたのである。⁽⁸⁵⁾

次にホローブについては、既に何度か指摘されたように、一七一九年一月の勅令によって「屋敷奉公人及び僕婢(自分の土地を持つ)」を調査に含めるよう指示された。しかしこの括弧の但し書が示しているように、僕婢の概念は、きわめて曖昧であった。即ち彼らは、一方では屋敷奉公人のように農民に近く、土地を持って自己経営を行っていた。他方で土地を持たず、召使(АБОПЫЕ)として主人の館に住み、主人への奉公、手工業・小営業への従事、直営地の耕作、等々にあつた。勅令は、このことに配慮し、前者だけを調査に含め、後者をそれから除外したのである。

ところが一年後、ピョートルは、はやくも後者をも調査へ加えるよう指示せねばならなかった。けだし、領主は、申告書の提出のさい農民及び屋敷奉公人を、館に仕える召使と偽証する不正が、明らかにされたからである。こうして都市に住むホロップ、より正確には「ペテルブルグ、モスクワ、その他の都市の〔主人の〕館に住み、土地を耕さず、貨幣あるいは穀物の給付を受けるもの」だけが、調査から、したがって課税対象から除かれることになったのである（一七二二年六月一日付勅令）。しかしこの指示も、決して完全ではなかった。「召使」の概念が明確でない以上、領主が「真の召使」と一緒に農民を含める行為は止まなかったからである。かくて一七二三年一月十九日、「すべての召使」を調査に含めることを指示した勅令が布告された。ホロップは、これによって、まったく例外なく、どこに住んでいようと、何に従事していようとに拘らず、国家の税負担において農民と対等とされた。⁽⁸⁶⁾そしてこの「ゴルディオスの結び目」を断ったこの勅令こそが、古ルーシにおける特殊な法身分として重要な位置を占めてきたホロップストヴォにピリオドを打ったのである。⁽⁸⁷⁾

一七二〇年一月の勅令は、ホロップと並んで「僧侶と書記をのぞく教会使用人」を調査に含めるよう指示した。祈禱書の朗読、聖歌の唱和、及び一般にあらゆる教会礼拝への参加や教会の（清掃などの）下働きにあたっていたのが「教会使用人」であった。⁽⁸⁸⁾更に翌年七月、教会構成員の子供は、すべて調査に含めるよう指示された。だが一七二二年には、宗務院の抵抗によって若干の変更がなされた。即ち、教会使用人が課税から解放されると共に、聖職者、即ち僧侶と書記の子供は課税を免除され、今後は彼らの子供のなかから教会使用人が任命され、僧侶と書記の空席が埋められねばならない、とされた。しかし定員外の聖職者の子供、また余分な教会使用人とその子供についても、課税対象とされ、彼らは教会のある村の領主の従属下におかれることになった。こうした定員外の使用人、聖職者の子供に対しては、浮浪民とならないために職業選択の可能性が与えられた。即ち商工地区で手工業者として、私領主の、あ

るいは国有地や教会の農民として、また府主教や修道院の召使として、仕事につくことが許された。こうして人口調査は、教会に関しては、定員以外の要素を含めることで満足せねばならなかった。⁽⁸⁹⁾

以上のような、いわば普遍的な住民カテゴリーの他、国家は多様な「社会的粒子」をかかえていた。北部を中心に分布し、いぜん自由な移転の権利を行使していた「折半小作人 (ПОЛОВИКИ)」。自分の出自を覚えていない自由人や、主人の死によって解放された債務奴隷。ポーランド移民や、スウェーデンとの国境に住むルター派信仰のラブランド人。南部のアストラハン県で古くから商業を営んでいるアルメニア人、インド人。こうした各々の住民について調査に含めるか否か、調査官の判断が求められたのである。⁽⁹⁰⁾そして、調査官をより一層奔走させたのが、ロシア商業の大動脈、ヴォルガ河の沿岸諸都市に賃稼ぎを求めてやってきた雑多な人々であった。ヴォルガ河流域の諸都市は、既に一七世紀初頭にはロシア最大の労働力市場であったが、この傾向は、一世紀後には確固たる基盤を作り上げていた。上流のニジニ・ノヴゴロド、コストロマ、中流のカザン、シンビルスク、下流のアストラハン、等々の都市の発展はとくに目覚しく、こうした都市での商業、小営業、河川運送業の発展は、多数の雇傭労働者を惹きつけた。世帯数二、〇〇〇—三、〇〇〇のアストラハンでは、一七二四年に「最低二、七〇四人」の雇傭労働者が働いていた。だが労働者の多くは、契約なしで「週雇いや日雇いで働いていたから、実際には、それをはるかに上回ったはずである」。⁽⁹¹⁾「その気儘な暮しによって、自由を愛好する不自由なエレメントを惹きつけた」⁽⁹²⁾ヴォルガ河流域諸都市での調査が、いかに困難をきわめたか、については多言を要さないであろう。ニジェゴロド地方で、もう一つ注意しておきたいのは、「この世の虚しさの故、森の奥深い分離派の隠修所に隠れていた一定数の住民」である。分離派運動の発生以来、ニジニ・ノヴゴロドは「ラスコールの巢窟」⁽⁹⁴⁾となったが、こうした隠修所を突き止めることはまだしも、その調査に至っては、軍人調査官といえども、ほとんど不可能であったのである。⁽⁹⁵⁾

一八世紀初頭のロシアは、既に各分野で少なからぬ「工業的企業」を有しており、そこでは多くの労働者が雇傭されてきた。だが、彼らの多くが逃亡民であったから、もし人口調査が彼らを元の職業・場所への送還を命ずるならば、工場閉鎖の事態を招くことは、容易に予測できた。したがって、工業の発展・拡充に利害を持っていたピョートル政府は、ここでも現実を重視する態度をとった。一七二二年三月の勅令によると「……工場から労働者を、強制によって送り帰してはならない。工場が空にならないため、営業が止まることのないため」と指示された。そして労働者には「連隊の貨幣（人頭税；引用者）、また自分の領主にあらゆる貢租を従来通り納める」条件で、工場に登録された。彼らの申告書には、名前と年齢のほかに、身分と住所、工場、営業、あるいは船の所有主、が記入された。⁽⁹⁶⁾

人口調査は、以上の若干の例からも明らかのように、担税住民の単なる登録ではなかった。それは、在所を不法に離れ、各地で農民として、あるいは雇傭労働者として働いていた農民を従来 of 居住地へ送還した。また、商工地区民と競合することによって彼らの担税能力を低下させていた人々（勤務人、農民）を、商工地区から追放した。更に調査は、ある社会集団の全体の運命を決定する役割を果たした。かつての自由人は、調査に含められることにより、自由を喪失した。逆に、強制手段によって隷属下にあった人々を解放したのである。こうして人口調査は、ボゴスロフスキーが的確に指摘したように、当時の社会における「あらゆる多様な、時にこの社会の小さな構成諸要素を、二つの広汎なカテゴリーに振り当てるために、再検討した」。即ち「勤務と納税」であり、改革は「いかなる中間を考慮することも望まなかった」のである。⁽⁹⁷⁾

(59) Хрестоматия, с. 66-67.

(60) Там же, с. 68-69.

(61) Там же. 但し、一七一九年にペテルブルグ在住の領主は、自ら提出しなければならぬ。Борочловский. Указ. соч. с.

327.

- (82) Милоков. Указ. соч. с. 473-474. Богословский. Указ. соч. с. 327.
- (83) Хрестоматия, с. 69.
- (84) Богословский. Указ. соч. с. 327. 及び規模については、後述論文を参照。
- (85) М. Я. Волков. Материалы первой ревизии как источник по истории торговли и промышленности России первой четверти XVIII в. «Проблемы источниковедения» т. XI. М., 1963. с. 270.
- (86) Богословский. Указ. соч. с. 328-329. ナスホフ、ヴェルコフ（キスクフ県）、メンダデン（カザン県）、アストラхан（県）、チヘルヌイシホフ（ニタルンブルグ県）、レウマシホフ（キーエフ県）、シヤキリン（アンブ県）、ヴェリヤミノフ（リガ＝スモレンスク県）、チホキン（バルハンカロロフ県）、サルタウイヨフ（ニジニコロフ県）、ソルンツェフ、サセキン（シベリア県）が任命された。だがモスクワ県で調査にあつたのはチヘルヌイシホフだけであり、ニテルブルグ県には、彼に代つてヴェルコフが任命された。任命のちがひの訓令には彼らに代つて行なわれるべき調査の指針が示された。チヘルヌイシホフへの訓令（一七三三年二月五日付）の全文を、Памятники истории крестьян XIV-XIX вв. М., 1910. с. 99-107. (№. 68). 参照。
- (87) Милоков. Указ. соч. с. 474-475. Богословский. Указ. соч. с. 345.
- (88) Богословский. Указ. соч. с. 329.
- (89) こうした軍の大規模な投入に対しては軍部の不満が生じた。 Там же, с. 329-330.
- (90) Там же, с. 331.
- (91) Я. Е. Водарский. Население России в конце XVII-начале XVIII века. М., 1977. с. 49-50.
- (92) Богословский. Указ. соч. с. 343-344.
- (93) 注(83)を参照。
- (94) Богословский. Указ. соч. с. 344.
- (95) Там же.

- (76) メインシコフ公の大所領ラネンブルグ(二、七〇〇人)は、全体が調査からはずされた。なお隠匿の規模について、既述のように、'ミリニコフは約一五%(一七二一年末)'としているが、ボゴスロフスキーは、その後の発見を含めて三七・八%と指摘した。Миллюков. Указ. соч. с. 474. Богословский. Указ. соч. с. 345.
- (77) Богословский. Указ. соч. с. 347.
- (78) Там же, с. 348.
- (79) Там же.
- (80) Там же, с. 348-349.
- (81) Там же, с. 350.
- (82) Там же, о. 351.
- (83) Там же.
- (84) Там же, с. 351-352. 「もし真理が、地方長官の証言と調査官の回答の中間にではなく、完全に後者にあるとしても、彼らによって引かれた数字は、修正が最初の申告書で書き溜らした人々を見つけ出した方法と手段について、明瞭に証明していい。」(Там же, с. 352)
- (85) Там же, с. 333-334. Шапиро. Крестьяне, с. 176. 一七二〇—二五年に、逃亡民の搜索に関する勅令は三〇このほか、それは先行の二〇年間の、*двадцать*二倍であった。なお Е. И. Зюзерская. Бегство и отход крестьян в первой половине XVIII в. «К вопросу о первоначальном накоплении в России (XVII-XVIII вв.)» сб. ст. М., 1958. А. Г. Маньков. Крепостное право и дворянство в проекте Уложения 1720-1725 гг. «Дворянство и крепостное строение».
- 参照。
- (86) Богословский. Указ. соч. с. 337, 石戸谷重郎『ロシアのホロープ』(大明堂、一九八〇年)、終章。
- (87) ホロープ制度の廃止については、帝政期のクリュチェフスキーの論文(一八八五年)以来、ほとんど扱われてこなかった。ホロープ制の廃止の直接的契機は、既に指摘したように、農民の隠匿を阻むことにあったが、クリュチェフスキーは、こうし

- た法的な同一化の基には、ホロープの「農民化」(окрестьянивание)とらう経済的な要因があったことを示したのである。これに對して、ごく最近、ブニシキフは、土地と経営を持った、したがって農民に近いホロープは約10%程度であつて、人頭税の導入の時点に至つて、ホロープと農民の間には「本質的な経済的差異」が残つてゐたことを、具体的に檢証した。
- В. О. Ключевский. Подушная подать и отмена холопства в России. его «Сочинения» т. VII. М., 1959, с. 318-402.
- Е. В. Анисимов. Изменения в социальной структуре русского общества в конце XVII-начале XVIII века. (По следяя страница истории холопства в России) «История СССР» 1979, №. 5. с. 35-51.
- (87) Полный православный богословский энциклопедический словарь. СПб., 1913. т. II, с. 1913.
- (88) Богословский. Указ. соч. с. 337-338. Н. Д. Зольникова. Сословные проблемы во взаимоотношениях церкви и государства в Сибири (XVII в.) Новосибирск, 1981. с. 27-31.
- (89) Богословский. Указ. соч. с. 334-336.
- (90) Н. Б. Голикова. Из истории формирования кадров наемных работников в первой четверти XVIIIв. «История СССР» 1965, №. 1, с. 77-78.
- (91) Богословский. Указ. соч. с. 342-343.
- (92) Там же.
- (93) Л. Е. Анкудинова. Социальный состав первых раскольников. «Вестник ЛГУ» 1956. №. 14, с. 65. М. Ш. Н. Вацхродзは、同時に逃亡農民、ホロープの集中地点であり、一七世紀後半には、捜索隊が、しばしば派遣された。農民の「大量逃亡の開始と頂点の時期」と「分離派の運動の開始と発展の時期」との年代的一致は、どこよりも著しく、ニシキロドにおよぶとされた。(Tam же, с. 66)
- (94) 上記の通り、一七三頁以下参照。
- (95) Шаширо. Крестьяне. с. 177. Волков. Указ. соч. с. 291-292. Шерстел時代代の工場労働力の問題については、Е. В. Спиридонова. Экономическая политика и экономические взгляды Петра I. М., 1952. с. 114-145. を参照。

(76) Борогловский. Указ. соч. с. 339. 勤務と納税との中間的位置を占めることになったユニークな例として、郷士のカタコリーがある。ピョートルは、既述のようにこの階層に対しても農民と同じく人頭税を賦課したのだが、同時に彼らは、士族と同様に軍隊での勤務を義務づけたのである。人口調査では三八〇、〇〇〇人余りが登録されたが、大多数はキーエフ、ヴォロネジの両県に住んでゐた。Н. К. Тарпа. Из истории однодворцев в XVIII в. «Археографический Ежегодник за 1960 г.», М., 1961. Т. Esper. The Odnodvortsy and the Russian Nobility. *Slavonic and East European Review*. vol. 45. 1967.

四 人頭税の導入過程（その二）

世帯税に代わる新しい人頭税の導入は、まず全国の担税住民の調査から開始された。だが、既述のようにピョートルは、当初から人頭税の導入と常備軍の維持の問題を表裏一体のものとして考えていた。一七七八年一月の最初の勅令には既に、人口調査の実施と並んで、各地区に軍隊を割り付け、「永久の宿舎」(вечная квартира)、即ち駐屯地を設けて兵士を配備する、というプランが示されていたのであり、その維持費を確定するための人口調査であったのである。だが、前節で繰返し指摘したように、人口調査は、多様な抵抗そして難題に遭遇した結果、きわめて緩慢かつ不正確であった。また地方への軍隊の配備、宿舎の建設、という未曾有の試みには、大きな困難が予想された。したがって政府は、小規模な形での予備的実験を必要としたのであり、これは一七二一年にノヴゴロド地区で実施された。我々は、まずこのモデル・ケースを概観しておくことにしよう。⁽⁹⁸⁾

一七二一年一月、ヴォルコフ將軍は、政府の訓令、ノヴゴロド地方当局へ宛てた、あらゆる点において必要な援助を求めた服従命令、人口調査資料をはじめとする多数の必要資料を持ってペテルブルグを出発した。ノヴゴロドへ到着した將軍は、ただちに地方士族層を召集し、新しい軍隊維持制度について彼らに説明した。だが当時は、まだ人口

調査のさなかであり、軍隊配備の基礎としての担税住民数は不明であった。同年三月になってようやく政府は、四、一三五、二九〇人の住民を登録し、この数字で軍隊維持費四、〇〇〇、〇〇〇ルーブリを割った額、即ち九七〇ペイカをひとまず人頭税の規模としたのである。こうして問題解決のための「鍵」を受け取ったヴォルコフは、作業を開始した。ノヴゴロド郡の担税住民は、最初の調査では一二九、二三二人であったが、その後の点検の結果、新たに三五、五〇六人が判明した——したがって二一%もの隠匿があった——から、結局、一六四、七三八人となった。他方、一歩兵連隊に要する年間維持費は三七、四九九ルーブリ七八〇ペイカ、一竜騎兵連隊の場合は四四、五九六ルーブリと計算された。⁽¹⁰⁾したがって歩兵連隊には三八、六五九人、竜騎兵連隊には四五、九七五人、合計八四、六三四人が、ノヴゴロドに配備される二つの連隊を維持するために必要な住民数であった。この点からみると、ノヴゴロドには、著しく余計な住民が存在したことになる。

ヴォルコフの次の課題は、「永久の宿舎」建設に関連する、地方土族層との諸々の折衝であった。建設予定地の選定、その土地の割り付け、建設の協力の取りつけ、等々について集會が持たねばならなかった。⁽¹¹⁾一七二二年一月、土地の割り付けを終えた彼は、直ちに宿舎の建設に入り、二年後の一七二四年初めの完成を指示したのである。だが以上の過程も、決して順調に運ばれたわけではなかった。僅か三カ月後の四月、ヴォルコフは、ピョートルへ宛てた報告のなかで、当初の二年の建設期間をもう一年延期して、地方住民の負担を軽くするよう提案したことに端的に示されているように、宿舎建設は、地方住民にとってきわめて重い負担であった。一七二三年初め、ヴォルコフによって、特別な宿舎を建てずに兵士を農民世帯に配置するという提案を拒否されたノヴゴロドの地方土族は、直接元老院に対してこの要求を提出した。この中で土族層は、建設予定地の騰貴、建設費の高騰——竜騎兵連隊用の九〇九の兵舎、歩兵連隊用の六七二の兵舎の建設のために、二二、一七〇ルーブリを要する——、そして北方戦争中に蒙ったこ

の地方の経済的な被害、その結果としての農民の困窮、を挙げた。⁽¹⁰³⁾だが元老院は、独立の宿舍の必要性を説き、土族の悲観的空氣をこの年ノヴゴロド地方をも巻き込んだ穀物の凶作のせいだ、とするヴォルコフの反対意見を支持して、この地方士族層の嘆願書を無視した。他方、ヴォルコフに対して元老院は、あくまでこの計画の遂行を指示したが、ノヴゴロドでのこの実験は、当初示された完成時、即ち一七二四年初めには、まだ「永久の宿舍」の建設に着手されてさえいなかったのである。⁽¹⁰⁴⁾

ノヴゴロド地区での連隊配備の実験だけからでも、我々は全国の各地で、この問題がいかに大きな困難に出会わねばならなかったか、したがってこの作業がいかに緩慢な歩みとならざるを得なかったか、について容易に推測できる。人口調査の結果明らかにされた住民数と配備予定の連隊の維持費との調整、地方団体の反対のもとでの宿舍建設、建設された宿舍への軍の移動に伴う農村との軋れき、等々いづれを取っても一筋縄ではいかぬ、錯綜した課題をかかえていた。以下ではこれらの点について検討することにしよう。

軍当局が、連隊の数と構成、その維持費、滞在地、等々について最初の全体プランを作成したのは、一七二二年初頭であった。それによると、各県には、次の数字だけの連隊が割り振られることになって⁽¹⁰⁵⁾いた。

聖ペテルブルグ	九連隊
モスクワ	二五連隊
キーエフ	一三連隊
アゾフ	九連隊
リガ	七連隊
アルハンゲロゴロド	一一連隊

シベリア	九連隊
カザン	九連隊
ニジニゴロド	九連隊
アストラハン	五連隊

だが、これはあくまで暫定的なものであり、その確定は、人口調査の完了、即ち一七二四年の春を待たねばならなかった。この時、軍人調査官によって持ち込まれた、より正確な資料を基礎にした連隊配備の全体プランが、最終的に練り上げられたのである。まず、人口調査の点検の結果、五、四〇九、五三〇人という担税住民についての新しい数字が得られた。⁽¹⁰⁾ピョートルは既に、一七二二年初頭、担税住民を約五百万と見積り、八〇コベイカの人頭税を公布して⁽¹⁰⁾いた。この数字は、「当時まだ存在しなかった」、「近似的考量に導かれた」ものであったが、点検の最終的結果は、これを更に上回り、したがって税額も六コベイカ引下げられ、七四コベイカと定められた。⁽¹⁰⁾この税額に基づいて、まずモスクワから、次いで周辺諸地方へ、軍隊配備の作業が波及的に実施されていったのである。モスクワ県は、人口調査の結果、一、五四四、六四人の担税住民、即ちロシアで最多数の人口（約二八％）を占めていた。したがってこの県には、二五連隊、一〇守備隊、一小艦隊、という最も多数の連隊が配備されることになった。これら全ての維持のためには、一、四五二、〇〇〇人の住民が必要とされたが、モスクワ県は、それを上回る住民をかかえていたのである。⁽¹⁰⁾他方、ロシア最小の県スモレンスクには、二〇三、三三三人の住民が登録されていた。だがこの県は三連隊と四守備隊を扶養しなければならず、そのためには三九、五六五人が不足していた。したがって、スモレンスクは、隣接の県からこれらの人間を借りてこなければならなかったのである。⁽¹⁰⁾

一七二四年から開始された軍隊の地方への配備の作業において、その大きな障害となったのは、第一に、以上のよ

うな余計な人間のいる県及び地区から不足なそれへの譲渡であった。この調整はきわめて難しい問題であり、例えば、キーエフ県の調査官チエルヌイシエフは、スモレンスク県の調査官ヴェリヤミノフから八、七一五人を要求され、当県での作業の中断を余儀なくされたのである。⁽¹¹⁾ 第二に、人頭税額のしばしばの変更も、この作業を遅らせる原因となつた。このプランの実験場となつたノヴゴロド郡では、最初は九七コベイカの税額で、四五、九七四人が必要とされた。しかし一七二二年には、既述のように八〇コベイカに引下げられ、したがって連隊の維持のために必要な住民は、逆に五五、七四八人に増加された。更に一七二四年五月に、人頭税額が七四コベイカに定められた結果、必要な住民数も、いま一度変更され、六〇、二六八人にまで引き上げられたのである。⁽¹²⁾ こうした変更によって、それが準備された配備の計算が覆されたのであり、九連隊が配備される予定のニジネゴロド県でも、八〇コベイカで四三〇、六八四人であったのが、七四コベイカでは更に三五、〇〇〇人の不足となり、カザンとアルハンゲロゴロドから借りてこなければならなかつたのである。⁽¹³⁾

県及び地区のレベルでの、連隊の維持費に応じた住民の割当の作業と同時に、調査官は「永久の宿舎」の建設に着手した。規定により、各地の所定の村々には、一五×六サージエンの兵士二人用の宿舎、一五×五サージエンの下士官専用の宿舎、連隊本部の八つの宿舎、更に病院、風呂、既、納屋、等々が、規模、数量、外見、距離、のすべての点において一様なデッサンのもとに建てられることになっていた。そしてこの計画の完成時には「ロシアの農村地帯は、新しい、オリジナルな性格を受け取る」はずであつた。⁽¹⁴⁾ しかし実際には、少なからぬ変更を余儀なくされた。既述のように、地方団体にとって宿舎の建設は甚だ重荷であり、したがって彼らは、宿舎を個別に建てるのではなく、兵士を農民世帯に配備すべきである、との主張を変えなかつた。地方士族のこうした強硬な要求に直面した政府は、予定の見積りを若干変更しなければならなかつた。二人に代えて三人の兵士に一宿舎、下士官のうち専用宿舎をもて

るのは軍曹だけで、残りは二人で共用、と建設基準が緩められた。また建築資材——丸太、板、屋根板、苔、樋、薄板、暖炉、鍵、金属製の把手、等々——は、地方住民が用意するにしても、建設には連隊の兵士が自らあたること、とされた。⁽¹⁸⁾更に、地方長官の古い不使用の家屋を利用することも提案された。しかしこれらは、建設の重荷をさして軽くしない、「不十分な緩和剤」にすぎなかった。到る所で、ほとんど同時に開始された「永久の宿舎」の建設は、建築資材の高騰をもたらした。地方土族は、それらの購入費用を、当然のごとく住民、即ち農民から徴収した。こうして、宿舎建設は、土族ではなく、農民により一層大きな負担を強いたのであり、それが国庫に税の滞納の増大としてはね返ることを知った時、政府は、より大幅な譲歩を余儀なくされたのである。⁽¹⁹⁾

「永久の宿舎」建設が緒についたばかりの一七二四年秋、連隊はいよいよ指定された地区への移動を開始した。この兵士の農村入りには、諸々の係争の発生が予想されたから、政府は一連の勅令によって、兵士と農村の日常的諸関係を規制しなければならなかった。とりわけ農民を軍の「侮辱」(outra)から守るために、詳細な規定がなされたのである。⁽²⁰⁾以下では、一七二四年六月の、いわゆるブラカート (Plakat) の諸規定を中心に検討しておこう。ブラカートは二部に分かれており、第一部は、地方監察官 (земский комиссар) に対しての訓令である。そしてここで最も中心的な位置を占めるのが、人頭税の徴収であった。まず第一項では、「現在の調査と将校の証明(軍人調査官による点検・修正:引用者)によって明らかにされた男子一人から……一年間に七四コペイカを徴収する」こと、そしてその際、年三回に分けて徴収するよう指示した。第一、二回は、各二五コペイカ、第三回は二四コペイカを徴収し、「これ以上は、いかなる貨幣及び穀物の租税、そして賦役を取ってはならない」。続いて第二項では、「農民の労働の妨げにならないよう、連隊には給付において不足がないよう」、人頭税の徴収は、夏の数カ月を除くこと、したがって最初の三分の一を一、二月、次を三、四月、最後を一〇、一二月に徴収し、そして滞納なく徴収するよう指示したので

ある。第七項では、連隊が農民の労働力を必要とする時には、「住民を輪番でとり、働いた者には貨幣を支払う」よう指示している。即ち、夏期間の馬を連れての作業には、一日当り一〇コペイカ、馬なしの作業には五コペイカ、冬期間の馬を連れての作業には、六コペイカ、馬なしの作業には四コペイカ、の賃金を日払い、あるいは週払いにすべし、とされた⁽¹²⁾。

第二部では、プラカートは連隊区に配備された連隊長(полковник)と将校に対して、同様のきめ細かな指示を与えた。それらのなかで、とりわけ大きな比重を占めているのが、逃亡民や盗賊の取締りに関する項目(九、一〇、一一)と外出・旅券に関する項目(一二、一三、一四、一五、一六)である。まず前者についてプラカートは、連隊区のいかなる農民も逃亡することのないよう、しっかりと監視することと同時に、領主に対して自己の所領の農民のみならず、たとえ外部の農民であっても、逃亡の企てを知ったならば、その防止にあたらせること、を指示した。逃亡民を採用したものは、厳しい罰金が課された。更に、連隊区に発生する盗賊に関しては、それを噂で知ったならば連隊長と将校に報告し、逮捕のために協力しなければならない、非協力者は、取調べのうえ厳しく処罰する、とされた。プラカートにおいて特に著名な条項は、旅券に関する規定である。即ち、「その郡の各農民には、労働により糧をうるべしとが許される」。出掛ける場合には「自分の領主の、あるいは領主の不在の場合には、彼の領地管理人及び教区の僧侶の署名した旅券をもって(с письменными отписками)行かなければならない。こうした旅券をもってはじめて、他の郡へ出稼ぎに行くことが許されたが、しかし「家から三〇露里以上を出てはならず、誰も、そうした者を労働に採用してはならない」。三〇露里以上を離れたものを「採用したり、隠匿するものは、逃亡民に対するのと同様、罰金をとるであろう」。こうした距離のうえでの制限と並んで、妻子と共に出掛けること、また三年以上の離村も、認められなかった。旅券の交付を受けるさい、農民は、地方監察官に二コペイカを納めるよう義務づけられたことも注意

しておきたい。⁽¹²⁾

以上のような、主に農民の日常的行爲に対する監視・規制の他に、プラカートは、兵士の農村入りをもたらした諸問題についても、細かく規定した。例えば、「隣接がうみ出さずにはおかない」婚姻については、村の未亡人、娘が兵士との結婚を希望する場合、領主にはそれを妨げることを禁じたうえ、「嫁資金」は、「通常その地方で、他の人から徴収するのに応じて」納めればよい、と指示した(五項)。また将校や兵士が「飼育のためではなく、自分の必要と食糧のために」家畜を飼うことを望むならば、一定の場所での放牧が認められた。ただし、冬期間、馬の飼料を村から要求してはならなかった(七項)。こうして「軍服を着て、土地から切り離された」とはいえ、農村に入った兵士の間に農業への関心がたかまるのは自然の成行であったが、プラカートは、これに枠をはめつつも、一定程度認めたのである。更に兵士には、宿舎に近く、勤務に支障をきたさない限りで、村での雇傭さえ認められた。⁽¹³⁾

最後にプラカートは、国有地農民からの、人頭税以外の徴収金について述べている。即ち、郷土、黒土農民、タタール人、ヤサーク納付人などの「領主の下にいない」国有地農民には、「現在の人頭税のほかに、領主の収入の代りに、更に一人四グリヴナが課される」と規定した。その徴収は、人頭税の場合と同様、第一、二回は、各一三コペイカ、第三回は一四コペイカ、とされた。こうして人口調査の結果明らかになった御料地、宗務院及び私領主の下にある農民に対しては、国家は一人当り七四コペイカの人頭税を要求しただけであったが、国有地農民からは、この他に「御料地の農民が御料へ、宗務院の農民が宗務院へ、私領主の農民が私領主へ納める所得の代りに、一人から四〇コペイカ」の徴収を指示したのである。⁽¹⁴⁾

一七二四年六月のプラカートは、およそ以上のように配備される連隊と農村との関係を規定した。その際、最も基本的な事柄としての人頭税の徴収にあたるのは、選抜された地方監察官であった。だが現実には、そうではなかった。

	徴収額	滞納額	%
聖ペテルブルグ	427,380	274,066	39.0
モスクワ	809,470	418,462	34.0
ニジネゴロド	328,355	39,684	10.7
カザン、アストラハン	616,042	—	—
アルハンゲロゴロド	188,698	109,727	36.7
スモレンスク	117,637	87,686	42.6
シベリア	162,782	239,388	59.5
アゾフ	253,314	135,216	34.8
キーエフ	357,457	94,427	20.9
	3,261,137	1,400,658	30.0

Милуков. Указ. соч. с. 672. Приложение IV より作成。

即ち、「事態の新しさのため、監察官がまごつかないために」初年度に限って、即ち一時的措置として、連隊長が自分の参謀、副将校とともに、人頭税の徴収に参加したのである。そして更に重要なことは、これが一時的なものにとどまらず、持続的傾向を示したことであった。⁽¹²⁾ また、連隊にとって人頭税が持つ決定的な意義によって、連隊長は地方監察官の選出と彼らの行動の監視に積極的に介入したのみならず、地方住民の行動の不断の監視において重要な役割を演じたのである。更に連隊長は、刑事事件を除く、兵士・将校と地方住民との間の係争や衝突の仲裁に入ったが、彼のこうした義務が、「その出自によって、人頭税への徴収」と結び⁽¹³⁾ついたものであったことも、もはや指摘するまでもない。こうして、いったん地方に出現した、この物理的力を持った機関＝連隊を、「手段において選り好みしない」ピョートル政府は、今や行政全体の課題の実現のための便利な道具として利用するようになったのである。そしてこの連隊による地方行政は、従来の地方長官による行政を押し退けはじめた。政府も、地方長官よりも「より大きな信頼をもって」連隊による行政に対応したが、こうした連隊による行政の優位が、繰返し指摘したように、国家歳入の最大項目たる人頭税の徴収にあったのである。⁽¹⁴⁾

もう一つの重要な点は、徴兵の事務も、連隊長の監視の下に、地方監察

官に移されたことである。⁽¹⁰⁷⁾ こうして連隊は、自己の掌中に、政府にとつても、住民にとつても、最も重要な二つの事柄、人頭税の徴収と徴兵を集中したのである。逆に従来の地方行政機関には、人頭税の導入に伴ないその意義を喪失した間接税、及びいわゆる「官房税」(канцелярские сборы)の徴収が残されただけであつた。⁽¹⁰⁸⁾

このように連隊の強力な後押しでもって始められた一七二四年の人頭税の徴収は、しかしながら歴大な滞納を記録した。即ち、四、六一四、六三八ルーブリの見積りに対して、実際に納入されたのが三、二一五、九八二ルーブリにすぎず、滞納額は一、三九八、六五六ルーブリ、即ち三〇%に達したのである。⁽¹⁰⁹⁾ 前頁の表は、その県ごとの内訳を示したものであるが、若干の県では、滞納は四〇%前後にも及んだ。またキゼヴェツテルの研究によると、商工地区での滞納は、とくに著しく、全体の平均値を大幅に上回つた。多くの地区では五〇—六〇%、所により七〇%にも達したのである。⁽¹¹⁰⁾ そして予算全体に占める人頭税の大きな比重から、この年の滞納は二六・七%、全体の四分の一になつた。⁽¹¹¹⁾

(98) Хрестоматия, с. 67. 「新しい租税にヨーロッパが関心を抱いたのは、おもに軍隊維持のための新しい手段としてであつた」(Борисловский. Указ. соч. с. 324)。「新しい軍事税についての思想の出現に、とくに作用した」のは、「永久の宿舍」への連隊の配備の問題であつた。(Милуков. Указ. с. 472)

(99) 以下は、Борисловский. Указ. соч. с. 355-360. に依つてゐる。

(100) Там же, с. 356. 後述のように、九七コペイカも後の八〇コペイカも、人口調査の結果次第で交りうる暫定的なものであつた。

(101) Там же, с. 357. 一人の兵士・竜騎兵の維持に要する費用は、既に一七二〇年二月に、前者については二八ルーブリ五二コペイカと四分の一、後者は四〇ルーブリ五〇コペイカと二分の一、と算出されていた。(Милуков. Указ. соч. с. 473)

(102) Борисловский. Указ. соч. с. 357-358. ヴォルコフへの訓令には、士族のみを召集することが指示されていたが、実際には教会の代表を中心とする「地方の集会」(земский собор)であり、「士族は、甚だ弱くしか代表されなかつた」(Там же)。

- (10) Там же, с. 359. ノヴホロド郡の士族層は、同年五月二四日に、集団嘆願書を提出してあり、その中には一七二〇—二二年の人口調査の点検後における逃亡の増加、その防止措置について述べられている(「Российский. Финансовая политика, с. 118.」が、ボロシロフは、行ったノヴホロドの小領主の利害の代弁者であった。B. B. Кафелгваз. И. Т. Посошков. Жизнь и деятельность. 2-ое изд. М., 1951. с. 114-115.
- (10) Богословский. Указ. соч. с. 360.
- (10) Там же, с. 360-361.
- (10) Там же, с. 362. この数字の他に、今日まで多数の研究者によって、異なる数字が提示されている。同時代の統計・地理学者キリロフは、五、五七〇、四八六人、シリョコーフは、五、五七〇、四五六人、キゼヴェツテルは、五、六五五、九五三人、ネゴリン連の人口史家カンザーンとシヤフコヤマは、五、六七二、七七九人、である。И. К. Кирилов. Целуйшее состояние Всероссийского государства (1726-27). М., 1977. Милюков. Указ. соч. с. 476. А. А. Кизеветтер. Посадская община в России XVIII в., 1903. с. 78-79. М. М. Кабузан, Н. М. Шелукова. Табель первой ревизии народонаселения России (1718-1727 гг.) 《Исторический Архив》 1959, №. 3. с. 126-165.
- (10) Памятники Русского Права. Вып. VIII. М. 1961. с. 171.
- (10) Милюков. Указ. соч. с. 475.
- (10) Там же, с. 479. (400+540) がその税額の基礎であり、「改革者は、この場合、国の経済力に注意を払う財政家としてではなく、数字のみを繰る算術家として行動した。」(Богословский. Указ. соч. с. 324)
- (11) Богословский. Указ. соч. с. 363.
- (11) Там же.
- (12) Там же.
- (13) Там же, с. 363-364.
- (14) Там же, с. 364.

- (115) Там же, с. 365-366.
- (116) Там же, с. 366. 但し、連隊が到着していない所では、地方住民(農民、商工地区住民、雑階級人)に課された。
- (117) Там же, с. 369-371.
- (118) 五節を参照。
- (119) Богословский. Указ. соч. с. 390.
- (120) これは、連隊の配備制度と人頭税の徴収に関して、一七二四年六月二六日に布告された勅令である。Хрестоматия, с. 72-77.
- (121) Там же, с. 73-74. 労賃などに対するこうした細かな規定は、ピョートルの時代(一般的には絶対王政期)に特徴的であり、他に幾つもの例を挙げることができる。ペテルブルグの海軍工廠で働く人々の労働時間、違反に対する罰金、などを細かく規定した一七〇八年五月の勅令について、かつての研究者は、「労働立法史における最初の法令」と解釈したのも、あながちの外れとは見えなす。Семцова. Рабочие Петербурга, с. 5.
- (122) Хрестоматия, с. 74-77. 旅券制度の成立と逃亡問題とは深く関連していたことは、プラカートにおいても明瞭である。と同時に、プラカート以前に、即ち一七世紀末以降、旅券は、同じ理由により半ば公的な形で根付いていたことも忘れてはならない。С. И. Сакович. Памяти кормелные, наемные и жилые крестьян-отходников конца XVII в. (Археографический Ежегодник за 1962 г.) М., 1963. Инструкция или наказ воеводам. (января 1719 г.) №. 19. Хрестоматия, с. 167. なお、拙稿『領地管理令』研究への一視角』、『人文研究』(小樽商科大学)五五輯、一九七八年、も参照。
- (123) Богословский. Указ. соч. с. 391. Хрестоматия, с. 74. この他、農民に穀物を鎌(серп)に代えて大鎌(коса)で刈り取る訓練をさせること、ステップ地方や森林のない地方では、暖房のために「オランダ方式で」泥炭をつくること、あるいはホルシュタインで行なわれているように乾燥させた芝生でベチカを暖めるよう、兵士に指示した。こうして連隊II駐屯地には民衆に対する「外国の経営方法の案内人」の意義を与えようとしたのである。(Богословский. Указ. соч.)
- (124) Хрестоматия, с. 77.

- (125) Богословский. Указ. соч. с. 392-393.
- (126) Там же, с. 393. 地方監察官は、地方団体から選出された「取るに足らない人物」であり、連隊のために人頭税の徴収に
あたった彼の活動は、実際には「納税者に与えられた「領收証」に足跡を残しているにすぎなかった。(Там же, с. 436.)
- (127) Там же, с. 394.
- (128) Там же, с. 394-395.
- (129) Там же, с. 397.
- (130) Там же, с. 439-440. 製粉所、漁場、醸造所、風呂¹³⁾などから四〇種にもぼる「官房税」の徴収は、人頭税の導入の
後も続けられた。Троицкий. Финансовая политика, с. 191-197.
- (131) Милоков Указ. соч. с. 672. Богословский. Указ. соч. с. 461-462.
- (132) Кизеветтер. Указ. соч. с. 435-446.
- (133) В. В. Кафенгауз. Финансовая реформа и государственный бюджет. «Очерки истории СССР. первая четверть
XVIII в.», М., 1954, с. 393.

五 農村の疲弊と政府の対応

人頭税の導入は、以上のような緩慢な経過を辿りつつも、ようやく一七二四年から実施の運びとなった。だがこのことは、人口調査そして軍隊の配備の完了を意味しているわけではない。人口調査は、一七二七年まで継続されており、したがって「改革者(ピョートル)は、六年かかって彼の着手した仕事の終結まで待ちおせなかった。……彼が眼を閉じた一七二五年一月二八日になっても、調査官たちは帰ってこなかったのである⁽¹³⁾」。人頭税の導入は、こうして未完成な調査のうえでの見切り発車であったが、軍隊の配備は、より一層の遅延のみならず、その見直しさえ迫られたのである。本節では、以上の問題について若干検討するが、その前提として、人頭税の導入が農民にどのような

迎えられたのか、という点について多少とも触れておかなければならない。けだし上述の二つの課題の遅延の根本原因は、地方士族と並んで、いやそれ以上に農民の抵抗にあったからである。

既に指摘したように、人口調査のさい提出された最初の申告書には、後になって多数の「人間の隠匿」が発見された。即ち、領主は課税を避けるために、自己の農民を可能な限り少なく書き込んだからである。更に申告書の不提出あるいは提出の引延し、等々の多様な形で抵抗が試みられた。だがこうした課税忌避の行動において、領主と村の利害が一致したことに改めて留意する必要がある。既述のような、ミールの取り決めによる隠匿は、決して例外的な現象ではなかったと思われる。⁽¹³⁵⁾ だが当時の農民のより著しい抵抗形態は、逃亡であった。公式の資料によるだけでも、一七一九年から一七二七年、即ち人口調査の期間に、約二〇万人の農民が逃亡中であり、逃亡に関して布告された勅令、あるいは地方長官への訓令、等々は、一七二〇—二五年の僅か六年間に、三〇をこえたのである。⁽¹³⁷⁾ こうした未曾有の規模をとった逃亡に対して、例えば政府は、一七二三年三月、国境沿いに逃亡民の捕縛のための哨所(Застава)を設け、そこへの軍隊の派遣を決定した。北西部諸郡の士族層による、建設促進を求める嘆願書が相次ぐなかで、リガリヴェリキエ・ルキリスモレンスクの西部国境沿い、更にウクライナ沿いに、次々と哨所が設けられた。スモレンスク県とヴェリコルツキー地区だけで、じつに一〇九カ所の哨所が設けられ、三〇四人の将校・兵士が配備されたのである。だが「すべての……国境沿いの大小の町を警備隊で包囲することは不可能」であったから、「小さな町では、可能なところで逆茂木(Засека)を修復する」ことが提案された。⁽¹³⁸⁾ かつてタタル人をはじめ侵略者から国を守るために築かれた逆茂木線(Засечная черта)が、いまや逃亡の防止のために利用されることになったのである。

逃亡民の増加に連鎖して、各地で「盗賊」(вор и разбойники)が跋扈した。スモレンスク県からの報告では、一七二二年一月、「五〇人もの盗賊の徒党」が現われ、領地を襲った。取締りのため派遣された懲罰隊が捕えた若干名

の審問から、彼らの頭目が逃亡民であり、徒党をなしているのは「他の逃亡民、徴兵士、兵士」であることが判明した。ニジエゴロド地区でも、同じ時期「ヴォルガ河、オカ河、及び陸路沿いに、多くの掠奪と盗みが行なわれた」。当地の地方長官は、町の守備隊の補強のために軍の援助を要請した。ただし、ニジエゴロド守備軍の兵士のほとんど全ては、「盗賊との闘い」のために、ニジニに派遣されていたからである。そして当局をとくに不安にさせたのは、マカリョフ定期市の開催時における街道での「盗賊の徒党」の活発化であった。⁽¹⁰⁾

逃亡そして盗賊は、農村の零落に起因するものであり、直接人頭税の導入に対する抵抗ではない。だが、これらと並んで、人頭税の徴収そのものに対する武力による抵抗についても報告されている。即ち、一七二四―二五年に、アルハンゲリスク、ヴォログダ、ヴォロネシ、エレットツ、モスクワ、ニジエゴロド、オルロフ、プスコフ、セフスク、スモレンスク、トボリスク、ユリエフリボリスキー、の一二の地区でこうした形態での抵抗が生じたが、その具体的経過については、ほとんど不明である。⁽¹¹⁾以下では、まだほとんど鑑入れされていないこの分野で、最近ようやく掘り起された二つの事例について、多少詳しく触れておくことにしよう。

一七二二年、西シベリアはトボリスク近くのタラの町で、古儀式派の一揆が発生した。⁽¹²⁾人口調査を契機としたこの一揆には、他の政治的、そして宗教的要因が複雑に絡みあっており、単純に人頭税反対闘争とは規定しえない側面を持つているが、逆にこの一揆は、人頭税の導入を含むピョートル政府の一連の政策の抑圧的性格を照射している。まず一揆に至る経緯を手短かに辿ることにしよう。

ニコーン以前の古い教会儀式を守るために正教会を離脱した信徒たちが、辺境の各地に質素な隠修所(СКИТ)を築くことに成功したのは、ソフィヤ時代の弾圧・迫害の嵐がおさまった一七世紀末のことであった。ピョートル政府は、初期には寛容令を布告し、古儀式派をオロネツ、ウラル、などの工場の労働力として利用する方針をとったのであ

る。だがビョートルの改革に対する反対派貴族、また貧困そして改革もたらす重荷にあえぐ民衆にとって、古儀式派は「用意されたイデオロギーと組織」を提供したのであり、とりわけ彼らの隠修所は逃亡農民の巢窟となった。⁽¹³⁾ 一八世紀初頭にウラル、西シベリアで急速に普及した古儀式派にとって特徴的なのは、終末論の教えであった。「悪魔の召使が世俗の権力を握る、最後の時が近づいた」、「ツァーリはアンチキリストである」、という教えは、ビョートルの一連の、民衆にとってきわめて抑圧的な諸改革に具現されていると思われたのである。こうした状況で、ビョートル政府は、次第に非寛容な姿勢を強めていった。一七一六年二月の年毎の告解の義務と二倍の税額の規定は、明らかに古儀式派の根絶を狙ったものであり、教会での告解を避けるものは、古儀式派の嫌疑をうけ、この教派の呪詛、いわば踏絵を強制されたのである。⁽¹⁴⁾ 一七二一年末、タラの町にも、二倍の人頭税の登録のために軍人調査官が派遣された。町の信徒にとって、近づく「最後の時」に、「サタンの召使」の帳簿に登録されることは、アンチキリストへの服従を意味した。信徒は、これを拒否し、かつての「抵抗の絶望的形態」、即ち集団自殺の行為に訴える準備をはじめた。その徴候に気付いた軍の慎重な行動にも拘らず、一七二一年末から翌年初めにかけて、若干の悲劇的行為が発生した。⁽¹⁵⁾ こうして調査は、いったん中止を余儀なくされたのである。

数カ月後、再び緊張がたかまった。一七二二年の二月に王位継承についての勅令が布告され、この勅令への宣誓が求められたが、タラの町の住民は、五月にこの宣誓を行うこととされた。だが未来の、名前もわからない後継者⁽¹⁶⁾ 皇帝への誓いは、信徒にとって「神に背く行為」に他ならず、町では秘かに「反対の手紙」が起草、回覧された。⁽¹⁷⁾ そして信徒は町から逃亡し、森のなかの古儀式派の隠れ家に加わったのである。六月半ば、タラの町には、六〇〇名の兵士とタタール人からなる懲罰隊が派遣された。町は難なく占拠され、ただちに住民の逮捕と審問がはじまった。このタラでの捜索が開始された直後から、西シベリアの各地で集団自殺が相次いだ。トムスクのある古儀式派の隠修所で

は、中央から役人が「扇動者の搜索のため」に派遣されてきた時、六〇〇人もが集団自殺した。こうした大規模な行為は例外的であったにせよ、一七二二年秋から二四年春にかけてイシムスク、ヤルトロフスク、チュメニの農民⁽¹⁸⁾古儀式派の悲劇的抵抗が続いたのである。彼らをこうした行為に追い込んだのは、二倍の人頭税そして正教会への復帰であり、そこでは宗教的スローガン（終末論）が、明瞭な役割を果していたのである⁽¹⁹⁾。

もう一つの事例は、ペテルブルグ県、イヴェルスキー修道院のスタロロルツァ所領の農民闘争である。この所領は一一のボゴスト、人口調査によると七、四〇四人を擁する大所領であったが、土地が痩せているうえに、河川の氾濫による凶作にたえず襲われた。したがって村の農民は貧しく、修道院は彼らの滞納金の徴収さえままならず、その上更に、北方戦争や軍の移動のため、大きな被害を蒙っていたのである。この所領の一角に設けられた「永久の宿舎」にヤロスラヴ竜騎兵連隊が配備されたのは、一七二五年一月のことであった。連隊の将校と竜騎兵は、一七二四年六月のプラカートに基づき、人頭税の徴収のため村々へ出掛けた。若干の竜騎兵は、村に現われ勅令を示したが、その際、農民と一緒にその解釈にとりかかった。彼らの解釈によると、この勅令は、農民は修道院に男子一人当り四〇コペイカを納めればよい、と教えている。即ち、そこには「修道院の地区の穀物と貨幣納入の代りに……人口調査により一人当り四〇コペイカを徴収する」、「人頭税以外のいかなる貨幣及び穀物の所得も、運搬賦役も、労働者も要求してはならない」、と書かれているというのである⁽¹⁹⁾。農民のこの解釈は、国有地農民からは、七四コペイカの他に「御料地の農民が御料へ、宗務院の農民が宗務院へ、私領主の農民が私領主に納める所得の代りに、一人から四〇コペイカ」を徴収する、というプラカートの最後の箇所に基づいていた。それを農民は、主人及び国家への諸負担が、勅令により四〇コペイカに定められた、と解釈したのである。農民は、ただちに修道院への貢租の納入を中止すると同時に、竜騎兵とともに既に徴収済みの貨幣を修道院の召使から取り戻す行動にでた。四〇コペイカの貨幣オブロークが、

農民にとっていかに有利であったかは、すぐに察知された。ただし、一七二四年の所領全体の貢租の規模は、約六、〇〇〇ルーブリに達したが一人当り四〇コペイカでは、その半額にも満たなかったからである。⁽¹⁵⁾

竜騎兵、そして村の僧侶によっても是認された、この「魅惑的な」解釈に立った農民は、統いて修道院に対してこの勅令の履行を迫るための方策を話し合う集会を持った。即ち所領の各々の村では集会が開かれ、更に集会で選ばれた農民による全体集會が持たれた。こうして、修道院のあらゆる貢租に代えて一人四〇コペイカを要求する、即ち法の遵守を求める嘆願書が作成され、ミールの上層の代表者が嘆願者として選出された。人頭税の導入に端を発した、イヴェルスキー修道院の農民闘争は、修道院当局のすばやい対応ののち、結局、裁判に持ち込まれた。勅令を「直ぐに」解釈していると主張する農民と、彼らの行動を「支払いにおける農民の叛乱」とする修道院との法廷闘争は、云うまでもなく、農民の敗北に終わった。ツァーリの勅令に従わず、「甚だ相反する解釈」をした嘆願者は笞打されたのははじめ、竜騎兵を「唆した」、また召使から貨幣を取り戻した農民たちも、取り調べをうけた。だがその処分は「十分に慈悲深い」ものであった。ただし、闘争が所領全体を包み込むものであり、厳しい処分が闘争の再燃につながることを恐れたからである。⁽¹⁶⁾

以上のように、人頭税の導入は、全国の担税住民のみならず、この改革が農村の零落を一層激しくすることを危惧した領主階層の反対をも押し切って強行された。既に一七二〇年に著名な貴族ストロガノフは、彼のオルロフとチュソヴァヤの所領から、「担いきれない税そして滞納ゆえの死に至る笞刑のため、彼の農民は、家と自分の耕地を棄てて、シベリアへ逃亡した」、そして残されたものが逃亡民に代って「君主の臨時税」を「大きな苦しみとともに」納めている、と不平を訴えた。⁽¹⁷⁾ 実際、ピョートルの時代には、「国家の利害」は、「領主の利害」を圧倒した。プラカールトは、既述のように国有地農民から七四コペイカの人頭税の他に、他の諸カテゴリーの農民が彼らの主人に納めている

貢租の代わりとして、更に四〇コペイカを徴収することを指示している。これは、国家は、各々の農民が領主に納める貢租の二倍程度を要求したことを示している。だが実際には、それは七、八倍にも達していたのであり、ここに絶対主義の財政政策と領主階層の利害との間に亀裂が生じたことは否定できない。⁽¹⁵⁾ 七四コペイカの人頭税は、一面では国家が自ら無制限な租税の要求に枠をはめたとも見ることもできる。だがこれさえも、既述のように、龐大な滞納を招いたのである。次に我々は、人頭税導入の後の農村と政府の動向について検討しておくことにしたい。

住民にとって人頭税がいかに重荷であったかを直截に示しているのが、新税の導入とともに慢性的性格を帯びた滞納であり、その増加であった。一七二五年に引き続いて、翌年も多くの連隊区で、滞納は大きな規模に達した。例えば、ヴォログダ地方のオストロフ連隊区では、最初の三分の一には一五%であったが、次の三分の一には五六・九%、最後の三分の一は、八三%にも達した。同じ地方のベルノフスク連隊区では、第一回は二一%、第二回は八二%であった。ヴァック地方のインゲルマンランド連隊区では、年間の滞納額は六三%に達した。ウスチュグ地方のシュシェン連隊区では、第一回は三一%、第二回は六二%であった。シベリアのアストラハン連隊区では、第一回は六%、第二回も一三%と比較的少なかった。⁽¹⁶⁾ 以上のような龐大な滞納の原因の一つは、ピョートル晩年のロシアを襲った凶作であった。既に一七二三年、オロロフ地方のある地方監察官は、穀物の不作のため、郡の農民から「いかなる強制をもってしても」食糧や貨幣を納めさせることができない、と報告した。彼らは「まったくの貧困に陥ち入り、二日も三日も食べておらず、自分の家を棄てて物乞いにでかけたり、また草と榿の実を糠殻と混ぜて食べ、このため病に伏しており、多くが餓死している。一方家畜を持つものも、監察官への貨幣支払いのために、それを売り払った」。モスクワ地方からも、同様の報告が届いた。「郡の人々の貧困と穀物の不作のために」税が滞納されているのみならず、農民は「亜麻の種と榿の実を砕いて、碾割りと混ぜて焼いて食べている。四日も一週間も何も食べずにいるものもお

り、このため、多くのものが腫れて死んでいる。他の村々では、空になり、農民は食べるものを求めて各地へでかけた⁽¹⁰⁾。アルザマス郡にあったΠ・Π・シャフィーロフの所領でも、五八世帯（三七五人、男子）のうち、一七二二—二三年の「穀物の凶作と疫病のため、男九三人と女八〇人が亡くなった⁽¹⁰⁾」。

一七二三年にはじまった凶作は、翌年もいっこうに衰えなかった。一七二五年一月末、ピョートルの死により即位したエカテリナ一世が直面したのは、まずこの凶作に打ちのめされた農村の惨状であった。即位して僅か二週間後の二月一日、女帝は一年足らず前に難産のすえようやく定められた七四コペイカの人頭税を、はやくも四コペイカ引下げる変更を迫られたのである⁽¹⁰⁾。新しい女帝の人気取り政策とも見なしうるこの減税措置も、農村の状態をいささかも改善するものではなかったことは、先に示した厩大な滞納が何よりも雄弁に語っている。そして穀物の不作は、この年一七二五年も回復の兆しはなかった。ピョートル後の政府の最高指導者の一人、Π・Π・ヤグジンスキーは、彼の『覚え書』（一七二五年末—二六年初）のなかで、次のように述べている。「既に数年間、穀物の出来は悪く、人頭税のために大きな苦しみが生じている……。こうした凶作の時、農民は馬や家畜だけでなく播種用の穀物も売らなければならず、自ら飢えを招いている。そして大部分は、今後の自分の生活の糧になんの期待も持てない〔状態にある〕。既に多くのものが、飢えのために死亡した（ある老婆が、飢えのため自分の娘を河へ投げ棄て、溺れさせた、という報告を聞くのは恐ろしい）、また多くのものが、ポーランド国境の外へ、またバシキールへ逃亡しており、それには哨所も効果がない⁽¹⁰⁾」。

だが、凶作だけが農村の零落の原因であったのではない。人頭税の導入とほとんど同時に開始された、連隊のための「永久の宿舎」の建設も、農民の肩に重くのしかかったのである。既述のように、農民は配備される連隊の宿舎建設のために労働力を提供するとともに建築資材を納付しなければならなかった。この義務は地方によって、きわめて

不均等であった。けだし、その規模は、建築資材の価格、その運搬距離、雇傭の大工に支払う賃金、建設への連隊兵士の参加の度合、等々に依存したからである。ノヴゴロドのある連隊区では、この義務は貨幣に置き代えられ、一人当り三コペイカの徴収をうけた。ウグリッチ地方のある連隊区でも、一人当り四コペイカの貨幣を課されたが、他の所では、例えば一人当り一枚の屋根板、四人で一本の丸太、一〇〇人で一台の昔の荷車、一、〇二八人から一人の大工、という具合に建設に必要とされる全ての資材、そして労働力が、新しい課税単位⁽¹⁶⁾人間にに応じて賦課されたのである。一般に、この建設義務は、甚だ重く、とりわけ森林のない地方ではそうであった。新しい女帝は、一七二五年の二月と三月、「民衆に大きな負担となっている」この建設義務の中止を指示した⁽¹⁶⁾。と同時に、地方監察官が連隊の強力なバック・アップの下に開始した人頭税の徴収についても、いかなる場合でも農村に被害を及ぼすことがあってはならず、農民から余計なものを徴収することのないよう厳しく指示したのである。けだし、村々に配備された連隊は、「占領した国におけるように、主人顔をした」からである⁽¹⁶⁾。一七二五年の二月から三月にかけてのこうした勅令は、ピョートル死後すぐに高まってきた、人頭税の徴収制度そして連隊の農村配備そのものに対する批判に対して、ある方向を打ち出そうとしたものであった。

こうして一七二五年の秋から、元老院はピョートルによって企てられたこの改革の修正にとりかかった。この年の三分の二の人頭税の徴収における滞納は、既に定額のおよそ半分にも達していた⁽¹⁶⁾。一〇月六日に開始された人頭税をめぐる審議では、農民が「いかようにも、この支払いを負担できない」こと、更に彼らの負担が人口調査のさいの「脱漏」に対する罰金や滞納金、等々によって加重されており、また地方監察官と將校による厳しい取り立てのため「家財のみならず、家畜をも売らなければならぬ。多くのものは、喰い扶持用の穀物……をも、捨て値で売らねばならない」、これらが農民を逃亡にはしらせている、と指摘された。そして一七二六年度に限って、人頭税を更に一

○コペイカ引下げ、六〇コペイカとするよう提案されたのである⁽¹⁵⁾。だが国家の基本的納税者たる農民の最終的な零落をなんとか防ごうとする、この臨時措置の提案は、軍部の反対に出会わねばならなかった。けだし、この措置は、当然軍事費の削減と結びついていたからである⁽¹⁶⁾。続いて一月一日、政府内で「最も影響力があり、新しい女帝に近い人々」(Ф・М・アブラクシン伯、Г・И・ゴロウキン伯、Я・В・ブリュニス伯、П・А・トルストイ伯、В・В・ゴリツイン公、А・И・ウシャコフ、Б・Г・ユスポフ公)による「集団意見書」が提出された。この意見書は、軍の弱体化に反対するとともに、広汎な士族層の要求に応えた一箇条を持っていた。即ち、彼らの国家勤務からの解放(отпуск)である。国家勤務にある士族⁽¹⁷⁾領主層は、自分の経営と農民に対する監視が行き届かず、このため農村の荒廃を招いている。もし勤務から解放され、所領へ帰るならば、彼らは「農民に援助と矯正を示す」こと、「飼育場では馬や家畜を、耕地では施肥において良い状態をもたらしよう努める」ことが可能になる、というのである⁽¹⁸⁾。だが一七二五年には、人頭税と農村の窮状に関する政府の審議は、一致した解決点を見い出すことができなかった。

一七二六年六月、新たに組織された最高枢密会議(Верховный тайный совет)は、再度、農民の極端な零落と行政において顕著な無秩序についての審議を開始し、この会議の構成員によって幾つかの提案が行なわれた⁽¹⁹⁾。トルストイ伯は、農民が人頭税以外に様々な罰金(調査のさいの「脱漏」、森林の伐採、逃亡民の隠匿、等々のために)を取り立てられていること、したがって貧しい農民は連隊から諸々の徴収のために派遣される将校、兵士による厳しい処罰を恐れて逃亡していること、またこの人頭税を納めるためには、農民は家畜や小屋まで売り払わねばならないことを指摘した。他方、別の構成員は、農民にとって連隊の維持が甚だ重荷であり、領主も農民も、兵士による被害を免れることができない、と連隊が村々に及ぼす害悪を指摘した。更にА・Д・メーシンコフもまた、人頭税の徴収人たちは、村々で「牧人ではなく、羊の群に押し入った狼」のごとく振まっております、ロシアの貧しい農民は、「穀物の不

作や人頭税のために零落し、逃亡するのではなく、將校と地方行政官との、兵士と百姓との軋れきのためである」と述べた。ゴロウキンは、人頭税を一〇コベイカ引き下げるとともに、一部生産物による代納を認めること、アブラクシンは、二〇コベイカの引き下げを提案したのである。⁽¹²⁾ こうして会議の全般的意見では、地方の農村から連隊を引き上げ、それを村から遠く離れた町の近郊の特別の小邑 (crodora) に居住させること、また連隊の將校から人頭税の徴収と滞納者に対する処罰を解除することが、求められたのである。そしてこうした提案は、翌年一月九日の勅令「国家の国内事情の改善について」に、そのまま生かされた。⁽¹³⁾ 政府は、農民にとっての人頭税の重さ、彼らの逃亡による被害、をはっきりと認めて、人頭税の規模を再検討するとともに、その徴収制度についても抜本的な転換を図った。即ち、農村での連隊配備のプランを放棄し、軍隊を引き上げること、したがって人頭税の徴収の任務を領主自身に委ねること、である。勅令は、領主が「自己の貢租の余計な徴収によって彼ら〔農民〕を苦しめてはならない」と警告したが、ここに領主は、自己の農民からの人頭税の徴収の責任者となった。このことは、領主に滞納金に対する責任をも負わせることを意味したが、同時に、自己の農民経営に対するより厳しい監督者、そして更には、無制限な領主権力の拡大への道を拓いたのである。⁽¹⁴⁾

こうして一七二七年一月の勅令は、「民衆の慰安と期待のために」この年の人頭税の三分の一を免除した。と同時に政府は、D・M・ゴリツィーンを議長とする租税問題に関する専門委員会の設置を決定した。⁽¹⁵⁾ この年の九月までにその報告の提出を義務づけられたこの委員会の課題は、単に人頭税の規模の決定にあつたのではなかった。「空き屋や多数の人間の減少という言い逃れをせずに、いつでも滞納なしに納める」には、いかなる租税を賦課すべきか、換言すると、課税原則についての課題が改めて設定されたのである。⁽¹⁶⁾ そしてその際、この委員会が、古い課税単位である「世帯」について、また「世帯」と「人間」との相互関係について、所轄官庁から詳しい報告を求めていたことに、

とくに注意しなければならない。ここでは、いち早くバヴロフシリヴァンスキーによって指摘されたように、諸々の悪から逃れる「万能薬」として考案された「ボゴロフシチナ」、即ち人頭税への不信が表明されると同時に、世帯税への復帰の問題が立てられていたのである。⁽¹¹⁷⁾だが九月になっても、委員会は何の報告もまとめることができなかった。委員会にとって必要な書類は、その計算の煩雑さと官僚主義のために、ほとんど入ってこなかった。他方、当時銅貨の鑄造によって政府にもたらされた歳入の増加は、一時的にせよ財政的困難を緩和した。⁽¹¹⁸⁾こうした結果、この委員会に対する関心も、しだいに薄らいでいったのである。そして一七三〇年の「事件」による最高枢密会議の解散とヨリツィーンの失脚によって、委員会は、事実上中断された。⁽¹¹⁹⁾政府が、再び直接税制度の変更について問題を立てるのは、二〇年後のことであった。⁽¹²⁰⁾

- (117) В. О. Ключевский. Сочинения, т. VI, с. 120.
 (118) Богословский. Указ. соч. с. 343-344.
 (119) 前節で指摘した事例の他は、現在までの闘争形態について、まったく検討が加えられていない。
 (120) Шапиро. Крестьяне, с. 176. Н. В. Разоренова. Земельческое хозяйство беглых крестьян в Среднем Поволжье в первой трети XVIIIв. «Вестник МГУ» серия VII, 1975, №. 5, с. 34.
 (121) Троицкий. Финансовая политика, с. 118-119.
 (122) 田中幸次郎著、А. Яковлев. Засечная черта Московского государства в XVIIвекe. Очерк из истории обороны южной окраины Московского государства. М., 1916. 参照。
 (123) В. И. Левелев. Незавестные волнения при Петре I (1722-24гг.) «Ист. СССР» 1961, № 1, с. 159-160. В. Ю. Гессен. Нападения беглых крестьян на помещичьи волости в 20-30х годах XVIIIв. «Воп. Ист» 1954, № 12.
 (124) Троицкий. Финансовая политика, с. 127.
 (125) 以下は、ホッコロフスキーの次の著作による。Н. Н. Покровский. Антифеодальный протест уладо-сибирских крест-

- Вн-старообрядцев в XVIIIв. Новосибирск, 1974. Гл. I. じの蜂起は、ソビエトによっても紹介されているが、彼はこれを分離派＝古儀兵派の蜂起とみている（Левенев. Указ. соч. с. 160-161）。ホクロフスキーの研究は、これを訂正し、書き換えたものである。
- (143) Покровский. Указ. соч. с. 36, 56-57. епо же. Крестьянский побег и традиции пустынножительства в Сибири XVIIIв. 《Крестьянство Сибири XVIII-начала XIXв. (Классовая борьба, общественное сознание и культура)》 сб. ст. Новосибирск. 1975.
- (144) 例えば、一七〇五年のヒゲ剃りとドイツ服の着用に関する勅令も、そうであった。タラの住民は、それを拒否したが、メストラノンでは大蜂起に発展した。Покровский. Антифеодальный протест, с. 37, 49-50. Н. В. Голкова. Астраханское восстание 1705-1706гг. М., 1975.
- (145) Покровский. Антифеодальный протест, с. 37-39. じで問題となるのは、一七一六年二月の時点で、人頭税が賦課されたという指摘である。（女子は男子の半額）これについては、より慎重な分析が必要とされるが、同じく分離派の中心地ウイグでは、地方当局とこの共同体の妥協の結果として、一七二八年七月になって、男子一ルーブリ四〇コペイカ（即ち二倍）、女子は三五コペイカ、慢性の病人は免除、死者は申告書から除かれた。R. O. Stumppe. *The Old Believers and the world of Antichrist*. (Wisconsin UP., 1970) pp. 90-92.
- (146) Покровский. Антифеодальный протест, с. 45-46. じれは、一六八〇年代以来はじめての「烽火」であった。
- (147) Там же, с. 47-50.
- (148) Там же, с. 53-55.
- (149) Там же, с. 57-59. 一方、西シベリア各地の農村でこうした悲劇的抵抗の波が押し寄せている間、タラの町の捜索は、容赦なく進められていた。既にピョートルの第三番目の後継者が皇帝の座にあった一七三五年でさえ、まだかつての名前の不明な後継者への誓いを拒否した人々が吊され、四ツ裂きに処せられていた。「タラからでているすべての道に沿いに——と後世の旅人は述べている——多数の木の十字架が立っている。ある住民の話では、短い祈りのためのもの、他の住民の話では、こ

こゝになられた処刑の思ひ出のためのものである。一〇〇〇人までもが、……処刑された」。事件ののち、タラの町は荒廃し、町の商業は、長い間衰退した。 Там же, с. 60-61.

(150) 以下は、次の論文に於て。 Д. Н. Семенова. Борьба старорусских крестьян за изменение форм феодальной ренты в первой трети XVIIIв. «Крестьянство и классовая борьба в феодальной России» сб. ст. М., 1967.

(151) Там же, с. 361.

(152) Там же, с. 367.

(153) Там же, с. 366. この事例は、人頭税の導入にさいして、農民が受動的に対処したのではなく、たとえ誤って解釈したにせよ、考え抜いたことを示して、興味深い。最近ラースキンが指摘したように、ピョートルのブラカートは、人頭税以外の「余計な徴収」を禁止し、自由な出稼を認め、労働時間内に農民を審理・裁判に呼びつけることを禁止した、ことなどに於て、後世の「農民の間で、よくて人気があった」。 Д. И. Раскин. Использование законодательных актов в крестьянских челобитных середины XVIIIв. «Ист. СССР» 1979, №. 4, с. 184-185, 188. 拙稿「ロンドン近世農民闘争とインキョキーの問題——ソヴエト史学の現況について」『人文研究』六一輯、一九八〇年、一七四—一七六頁。

(154) 商工地区民の抵抗については、С. М. Троицкий. Борьба посадов против фискальной политики русского абсолютизма в 20х годах XVIIIв. «Города феодальной России» сб. ст. М., 1966, с. 428-436. 参照。

(155) Заозерская. Указ. соч. с. 149.

(156) 例きは、Будылин. Указ. соч. с. 159.

(157) こゝでの問題に深入りてきながら、最近これに言及したものが、Тихонов. Помещье крестьяне, с. 303-305. Троицкий. Финансовая политика, с. 141-143.

(158) Богословский. Указ. соч. с. 461-462.

(159) Там же, с. 464.

(160) Тихонов. Помещье крестьяне, с. 241.

- (161) 凶作は、当然の如く穀物価格の騰貴をもたらした。一七二三年の穀物価格は、二〇年代末の二倍をこえた。ピョートルは、穀物商人の利潤の最高を一〇%と定め、価格のつり上げを防ぐとともに、臨時の半強制的な穀物供出策を講じた。B. B. Ка-фетгауз. Хлебный рынок в 20-30-х годах XVIIIв. 《Материалы по истории земледелия СССР》 ч. I. М., 1952, с. 459-461. Богословский. Указ. соч. с. 382.
- (162) Троицкий. Финансовая политика, с. 129. この他、士族に対する一連の優遇措置がとられた。例えば、人口調査のさし「隠匿」や「脱漏」に対する鼻そぎや投獄のような嚴罰の廃止、逮捕された士族の解放、没収所領の返還(但し、罰金の支払を条件に「し」)である。
- (163) Богословский. Указ. соч. с. 463-464.
- (164) Там же, с. 470-471.
- (165) これらの勅令によって、連隊の兵士を農民世帯に配置することが許可された。だが、その場合でも、連隊本部の施設の建設は続けられねばならなかった。但し宿舎の建設を選ぶことも認められ、その場合、四年間の延期が認められた。だが、いずれにせよ、この計画を全廃した一七二七年になっても、建設は完了していなかった。一七二七年八月、オリョールの地方当局は、「この未利用の施設を牢獄としての使用の許可を、元老院に申請した。ただし、オリョールには囚人、人殺し、盜賊が少なくなにも拘らず、牢獄・監獄がなかったからである。(Там же, с. 367, 375-376)。
- (166) Богословский. Указ. соч.
- (167) Троицкий. Финансовая политика, с. 130.
- (168) Там же.
- (169) Там же, с. 130-131. 例えば一七二六年度の徴兵を中止し、軍隊と農民の双方の負担を軽くすること、平時のさしの一連隊当りの定員を「竜騎兵一〇名、兵士二四名、削減すること、などである。
- (170) Там же, с. 131. この見解は、「のさの「貴族の解放」の議論の先駆けであった。M. T. Белянский. Крестьянский во-прос в России накануне восстание Е. И. Пугачева (формирование антикрепостнической мысли). М., 1965.

- (171) 以下に引くは、Н. П. Павлов-Сильванский. Мнения верховников о реформах Петра Великого. 《Сочинения》 т. II. СПб., 1910. с. 381-382. (この論文は、一八九七年に発表されたもの)。及び Троицкий. Финансовая политика, с. 40-45. 十一月一日付のメーシニコフ、オステルマン、マカロフ、ヴァルコフ、による『覚え書』(十二月末付のヨリツマン、アブラクシン、トルストイ、による報告がある)。
- (172) Павлов-Сильванский. Указ. соч. с. 380-382. Троицкий. Финансовая политика, с. 43.
- (173) Богословский. Указ. соч. с. 485. Троицкий. Финансовая политика, с. 132.
- (174) 農民の租税納入に対する領主の責任は、一七二七年二月二四日の勅令によって明確な規定をうけた。勅令は、更に領主に對して、自分の村々の整備について配慮するよう指示した。こうして經營主||農奴所有者としての彼らの意義が、決定的に高められたのである。だが、農民の滞納に対する領主の責任の問題は、これによって直ちに解決されたわけではなく、一七三〇年代にも大きな論議的となり、一時的に旧来の制度の復活さえ行なわれたのである。 Троицкий. Финансовая политика, с. 134-143.
- (175) Там же, с. 133. 上の委員会の活動について、Е. В. Анисимов. Материалы комиссии Д. М. Голицына о подати (1727-1730гг.) 《Ист. зап.》 т. 91. 1973. を参照。
- (176) Анисимов. Материалы, с. 340.
- (177) Павлов-Сильванский. Мнения, с. 383. 「ビョートルにとって、改革のためのより良い論拠となったのは、いつでもヨーロッパの範例への依拠であったのと同様に、(「ビョートル以後の」)政府高官にとって最も信頼すべき論拠は、一七世紀(ロシア)の範例である。ヨーロッパの制度の魅力は、彼らにとってその力を失ったのである」(Там же, с. 383-384)。「ハヴロフシリヴァンスキーは、更にこの論文の末尾で、最高枢密会議の政策を「ビョートル改革の直接的発展」とみるシリョーフの見解を根本的に批判した。即ち、シリョーフは、「ビョートルのいる時も、死後も、同じ人物、同じ問題、同じ解決の例があった」と述べ、「改革者なき改革」の歴史を書いたが、実際には「ビョートルの晩年に大きな役割を演じた活動家のほとんどは、高官によって押し退けられた。メーシニコフ、アブラクシン、コロヴキンのような人物は同じであったが、影響力

の面では軽くなった。こうして「改革の多くのイデーが、ほとんど批判なしに拒否された」のである。したがってバヴロフ¹¹ シリヴァンスキーによると、「ビョートルこそがこの改革運動において「激励とエネルギーの源泉」にほかならなかった」(Tam же, с. 400-401)。ボゴスロフスキーもまた、改革に対する批判が、「はじめは、おずおずと」「その後、より決定的」になり、ついに「ビョートル以前の古い秩序の贅美」にまで達した、と指摘した。「この全行程は、二年足らずで行なわれた。反動の速きは、この場合、改革の速さと一致したのである」(Боголюбовский, Указ. соч. с. 479)。

(178) Троицкий, финансовая политика, с. 199-201.

(179) Ключевский, Сочинения, т. IV, лек. LXX.

(180) Троицкий, финансовая политика, с. 62-75.

六 結びに代えて

人頭税の導入の前提と実施、そしてその結果、などの基礎過程を辿ってきた我々の前には、いま一つの素朴な問題が残されている。即ち、農民にとって、この新税は、古い世帯税に比較して一体重かったのだろうか、あるいはそうでなかったのだろうか。この点について、例えば本稿でしばしば典拠としたミリュコーフ、そしてボゴスロフスキーも、明確な回答を与えている。「ロシアは、国の零落という代価を払って、ヨーロッパ列強のランクへ昇った」、という著名なテーゼを展開したミリュコーフは、一六八〇年と比較して一七二四年の国家歳入が、実質で三倍(名目では五・八倍)をこえていることに依拠して、住民の税負担も、三倍強化された、と指摘した。⁽¹⁸⁾他方、ボゴスロフスキーも、ミリュコーフとはまったく異なる方法で、「人頭税は、その絶対量において、旧来の世帯税よりも重かった」、と述べた。⁽¹⁹⁾その際、彼が挙げたのは、この時期の凶作、導入後も廃止されなかった諸貢租、そして課税単位の問題であった。以来、現在に至るまで多数の研究者によって、人頭税の法外な重さと、その結果としての厩大な滞納について言

	1680年	1724年
租税 (1,000 ルーブリ)	4,626	7,980
住民 (1,000人)	2,769	5,656
1人当りの税額	1.67 (100)	1.41 (85)

Струмилин. Указ. соч. с. 323.

及されてきた。ソ連の標準的な概説書でも、この見解が採用されているのである。⁽¹³⁾

しかし、こうした通説に反対する見解もまた、決して少なくない。経済学者として著名な C・Γ・ストルミーンは、一九五九年の論文「ピョートル時代の経済についての問題に寄せて」⁽¹⁴⁾のなかで、ミリュコーフの方法論及び史料操作の欠陥、そして結論を厳しく批判した。ストルミーンによると、国家は経済的基礎のうえにたつ政治的⁽¹⁵⁾上部構造であり、したがってピョートルの時代にロシアの政治力が著しく強化されたとするならば、ミリュコーフの理解とは逆に、それは強化された経済的⁽¹⁶⁾基盤のうえでそうなった、と理解しなければならぬ。また国家歳入の増加を、そのまま住民の税負担の増強とする単純な誤りに陥っており、しかも、実際には、名目三・五倍、実質一・七倍にしかかっていない。上表が示すように、ストルミーン⁽¹⁷⁾の計算では、「ミリュコーフの確信に反して、「住民の」租税の重さは、三倍の増加とならず、一五%低下しさえした」。こうして、国家予算の全般的増加は、住民の零落ではなく、国の経済力の健全な成長について証明している。人頭税の導入の結果、国庫は一気に三五%も豊かにされた。この改革によって農民は穀物や糧秣、労働力の提供など、貨幣に換算すると一〇—一五ルーブリにも及ぶ諸々の義務を解消されたのであり、こうして農民の税重担は、人頭税の導入によって、増加したのではなく、低下したのである。ストルミーンのような見解は、最近この時期のある修道院所領の農民経営を分析したИ・А・ブレイギンの著作⁽¹⁸⁾にも発見される。ブレイギンによると、この修道院の農民は、人頭税の導入の以前には、平均して国家に一世帯当り三ルーブリ八六コペイカを納めていた。だが「人頭税は、男子一人から七〇コペイカの規模と定められた。もし当時の農民世帯の平均的居住率を四人(男子)とすると、全体では一世帯当り二ルーブリ八〇コペイカであり、その導入ま

え農民が納めていたよりも、一ルーブリ六コペイカ少なくなければならない。それ故、十分に普及した見解に反して、次のように結論できる。即ち、人頭税の導入は、修道院農民にとって国家に対する租税負担を増強したのではなく、⁽¹⁸⁷⁾軽減したのである」。

以上のような見解は、通説の持つ欠陥の一部分を衝いてはいるものの、人頭税のあまりに形式的な、その実態を無視した理解に基づくもの、といわなければならない。この点について、少くとも次の三点が指摘される。第一に、人頭税の導入のちも、国家による諸貢租の徴収がすべて中止されたわけではなかったこと、第二に、貨幣による納税が、当時の段階では大きな困難を伴ったこと、そして第三に、人頭税の賦課単位の「架空的性格」、である。以下では、第三の点についてだけ若干敷衍しておくことにしよう。

ごく大雑把に言って、中・近世ロシアにおいては、聖俗界所領の村々であれ、国有地の郷であれ、領主及び国家の賦課する諸貢租の担い手は共同体であった。それ自体のなかに絶えず貧富の差を生み出していた共同体において、貧しいものはより少なく、富めるものは、より多くの貢租・義務を連帯責任で負担したのであり、このことは課税単位が「ソハー」から「世帯」へ移行しても変らなかつた。こうした共同体内部での「財産と営業に応じて」の貢租・義務の配分は、国家と領主にとっては確実な納税を約束するものであつたし、他方、大多数の農民にとつても、搾取の重圧を多少とも緩和する、重要な機能を果したのであつた。⁽¹⁸⁸⁾そして国家の課税単位が「世帯」から「人間」へ移つても、このことに変化はなかつた。一七二四年のヴォルインスキーの領地管理令には、「税をチャグロに応じて配分し、各人から徴収してはならない」、⁽¹⁸⁹⁾けだし「同時に、大きな滞納や自己経営の零落なしに徴収することは不可能であるから」、と指示されている。またストロガノフの管理令にも、あらゆる君主の税や主人のオブロークを、「税務役は、人間にに応じてではなく、小営業、商業、土地、そしてすべての施設から定めた額に応じて、ミールの配分した額によ

り徴収すること、弱体な農民が人頭税や主人のオブロークにおいて重荷とならないため⁽¹⁹⁾、と指示された。こうして人頭税は、共同体の各構成員に均等に賦課されたのではなく、「労働能力のある、あるいは資金を持つ人々」に、より多く割り当てられたのである。更に注意すべきことは、人頭税が共同体の、労働年齢に達していない幼児、それを越えた老人、あるいは病人や身体障害者、兵士の子供などの担税能力を欠いた人々、即ち「租税のうえでの厄介者」(Податный балласт)にも均等に賦課されたことである。⁽¹⁹⁾その上、人口調査は領主の町や村の館に住み、したがって共同体にとって何の足しにならないものも含めて課税した。こうして共同体は、これら多数の「納税不能者」⁽¹⁹⁾非生産的人口の負担を肩代わりしなければならなかったのである。人頭税の賦課単位のこうした「架空的性格」は、既に本稿で繰返し指摘した、国家による兵士・労働者の徴用、そして逃亡、調査後の死亡、によって倍加された。通常もっとも若く健康な、したがって労働能力のある人間を連れ去った徴用と逃亡が、共同体の実際の担税者数を、より一層減少させたことは、云うまでもない。

これら全てのものに代っての人頭税の納入が、いかに困難であったかは、元老院自ら認めるところであった。「一七一九年から現在の一七二五年にかけて——と、元老院の報告は述べている——兵士に七〇、〇〇〇人以上が取られ、同じ六年間に自然に及び凶作によって死亡したもの、逃亡したものの、課税されている老人、老衰したもの、身体障害者、まったくの幼児、即ちなら働かず、パンを要求するだけのもの、これら全ての代りに、人頭税が現存のものにかかっている。こうした堪えがたい重荷のため、極端な貧困に陥り、互いに逃亡を余儀なくさせている。既に数千人もが国境を越えて逃亡し、いかに強固な哨所も、これを阻むことはできない⁽²⁰⁾」。ヤグジンスキーの『覚え書』は、更に一步進めて、これが軍隊の新しい維持制度に及ぼす深刻な影響を次のように指摘した。「多くのものがポーランドとの国境を越えて、またバシキールへ逃亡しており、哨所もそれを防ぐには役立たない。連隊の宿舎配備ののち、人

口のこうした損失が生じている。カザン県に配備されたヴォグダ連隊だけで、一三、〇〇〇人余が減少した。そのうち死亡したもの八、〇〇〇人、逃亡したものの三、〇〇〇人、「他は」兵士に取られたもの、二度登録されたり、元の居住地へ連れ戻されたもの、である……」。一七二七年の六一連隊（二、五二九、八八〇人）の管区住民の減少に関する報告によると、死亡者、逃亡民、徴兵士、徴用労働者、二重登録者、連れ戻された逃亡民、等のほか、盲人などの身体障害者などは、三二六、八八五人（二・八％）にものぼった。⁽¹⁸³⁾もしこの他の、報告が提出されていない残り六八連隊が同じ減少を示すとすると、多額の不足が生じて……そのため連隊を満足させられないであろう。もし少なからざる額を残りの現存のものから徴収するならば、苦重のゆえ逃亡が発生する可能性がある……⁽¹⁸⁴⁾。元老院へ提出されたこの数字には、たしかに一七一九年の申告書の提出以降に生まれた「若者」は含まれていない。だが一七二七年には、「そうした「若者」のうち「最年長者」さえ、八歳になったばかりであった。⁽¹⁸⁵⁾人頭税の問題を考えるにあたって、この点を軽視することはできないのである。⁽¹⁸⁶⁾

(181) Миллюков. Указ. соч. с. 546.

(182) Богословский. Указ. соч. с. 471. シリヤコフとはちがい、ボゴスロフスキーは、数字を用いての比較に、より慎重である。ただし「数字は減っても租税はより重くなる、逆に数字が増えても、租税は、経営状態に応じて、その収益性に応じて、より軽くなるだろう」。更に租税の重さについて判断するためには、「数字的表現をとらない心理的資料」、即ちその重さによって惹き起される感覚を知らなければならぬ。(Там же, с. 466)

(183) История СССР с древнейших времен до наших дней. т. III. М., 1967. с. 219 (Н. И. Павленко).

(184) С. Г. Струминин. Очерки экономической истории СССР. М., 1960. с. 313-331.

(185) Там же, с. 323.

(186) Булыгин. Указ. соч.

- (187) Там же, с. 158-159.
- (188) Н. В. Устюгов. К вопросу о раскладке повинностей по дворовому числу в конце XVIII. «Академику Б. Д. Грекову ко дню семидесятилетия» сб. ст. М., 1952, с. 228-231.
- (189) А. Волынский. Инструкция дворецкому Ивану Немчинову о управлении дому и деревень и регула об лошадях. «Памятники древней письменности», т. XV. СПб., 1881, с. 20-21.
- (190) Н. В. Устюгов. Инструкция вогчинному приказчику первой четверти XVIIIв. «Ист. архив» т. IV, 1949, с. 167.
- (191) この点については、Богословский. Указ. соч. с. 476.
- (192) Там же, с. 477.
- (193) Там же. Вахологда地方に配備された三連隊(八六、二九人)のうち二七% (二三、〇六〇人)が、これらの原因によって減少した。結果として龐大な滞納金が蓄積され、それを現存住民数(六三、一八九人)で分けると、一人当り一ルーブリ四一コペイカ、即ち人頭税の二倍をこえた。しかも、この現存住民数のなかにも、担税能力を欠いた多くの住民が含まれていたのである。
- (194) Там же, с. 477.
- (195) Там же, с. 478.
- (196) 人頭税の導入との関連において従来から取り上げられてきた大きな問題として、近世村落における土地割替の発生があるが、本稿では一切触れられていない。最近の議論として、鳥山成人「ロシア農村共同体の土地割替償行——その普及過程に関する一考察」、『スラヴ研究』二四号、一九七九年、参照。

(昭和五七年四月一七日 受理)